

奈良の企業支援ガイドブック

〔経営支援編〕

2010年度版



発刊によせて

現在の我が国経済、特に奈良県経済においては、一時に比べ回復は見られるものの、依然として景気回復を実感するには至らず、雇用不安が深刻化しています。

このような経営環境のもと、奈良県では、経済活性化と雇用創出を県の最重要課題として取り組んでいます。特に今年度は、奈良の未来を創る「5つの構想案」を掲げ、その一つとして、雇用、消費、投資が県内で活発に循環することを目標とした「ポストベッドタウン奈良」構想を位置づけました。その中で、「産業・雇用振興プロジェクト」を立ち上げ、今後の県の産業構造のあるべき姿は何か、産業分野別に効果的な支援策は何かを企業の皆様の意見を聴きながら検討を進めています。我が国の本格的な首都「平城京」が誕生して1300年の節目の年を新たなスタートの年として、持続的な県産業の発展を目指します。

そのためには、企業の皆様の活力が不可欠です。このガイドブックでは、意欲ある企業のみなさんに活用していただけるよう、国や県の事業を一冊にまとめてご紹介しております。大いにご活用いただき、活力ある企業づくりに各事業をご利用いただければ幸いに存じます。

奈良県知事

荒井 正吾



「奈良の企業支援ガイドブック〔経営支援編〕」ご利用の手引き

このガイドブックは、中小企業者のみなさまや新たに事業を起こそうと考えている方々を対象に、中小企業支援策等をご利用になる際の手引書として、奈良県の主な経営支援策を中心に、国及び支援団体等の各種支援策もあわせて幅広く紹介しています。

ご利用になりたい支援策を、6ページから11ページの「インデックス」で目的別にお探しください。

なお、今回の経営支援編に引き続き、雇用・労働関係助成金を中心とした「奈良の企業支援ガイドブック〔雇用支援編〕」を発行する予定です。

注意点

- 1 掲載されている内容は、各支援策の「概要」です。実際の施策利用に当たっては、支援策の詳細な内容を関係機関にお問い合わせください。
お問い合わせ先の電話番号については、各支援策のページに記載している他、巻末にも掲載しております。
- 2 掲載されている施策は、項目、要件、申請時期などが変更されている場合もありますので、ご注意ください。
- 3 このガイドブックは、特に注意がない限り、平成22年4月現在で編集されています。

今後とも、より一層みなさまにとって使いやすいガイドブックの作成に努めて参りますので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡ください。

財団法人奈良県中小企業支援センター
経営支援課 人材確保係
TEL.0742 - 30 - 5070
奈良市柏木町129 - 1
なら産業活性化プラザ3F

目 次

インデックス	6
--------	---

1. 県内に工場等を立地したい・既存の工場等を拡張したい

奈良県進出企業支援融資制度	12
企業立地促進法による支援制度	13
企業立地促進法による「企業立地促進資金（制度融資）」	15
奈良県企業立地促進補助金	16
奈良県企業活力集積促進補助金	17
奈良県企業立地人材確保支援補助金	18
企業立地における国及び市町村の優遇制度	19
奈良県企業立地促進優遇税制	22
企業立地促進法による「企業立地優遇税制」	23
高度化事業	24
奈良県企業定着促進補助金	25

2. 開業・創業したい

奈良の宿創業資金（奈良県中小企業融資制度）	26
奈良の宿フロンティア・開業支援資金（奈良県中小企業融資制度）	27
奈良の宿パワーアップ資金（奈良県中小企業融資制度）	28
宿泊施設の立地に関する優遇税制	29
奈良の魅力あるレストラン創業支援資金（奈良県中小企業融資制度）	30
創業支援資金（奈良県中小企業融資制度）	31
奈良県中小企業融資制度（金融機関を通して融資する制度）	32
市町村制度	38
設備貸与制度（割賦・リース）	44
設備資金貸付制度	45
日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内	46
日本政策金融公庫 中小企業事業のご案内	47
奈良県信用保証協会による信用保証	48
創業塾・創業ゼミ	49
商工会・商工会議所による支援（経営指導員等による相談・指導）	50
専門家派遣事業	51
中小企業応援センター事業	52
窓口相談事業	54
「J-NET21」中小企業ビジネス支援ポータルサイト	55
簡易な法人化で創業・起業を実現	56
やまと創業インキュベータ（奈良・大和郡山）	57

3. 新事業展開・事業拡大を図りたい

奈良の宿パワーアップ資金（奈良県中小企業融資制度）	28
奈良県中小企業融資制度（金融機関を通して融資する制度）	32
設備貸与制度（割賦・リース）	44
設備資金貸付制度	45
日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内	46
日本政策金融公庫 中小企業事業のご案内	47
商工会・商工会議所による支援（経営指導員等による相談・指導）	50
専門家派遣事業	51
中小企業応援センター事業	52
窓口相談事業	54
「J-NET21」中小企業ビジネス支援ポータルサイト	55
経営革新支援資金（奈良県中小企業融資制度）	58
事業の共同化支援	59
経営革新支援事業	60
奈良くらしくす製品開発等支援補助金	61
リーディングカンパニー創設補助金	62
奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金	63
公募型研究開発事業の活用支援	64
新連携対策事業	65
地域資源活用新事業展開支援事業	68
農商工連携対策支援事業	69
なら農商工連携ファンド助成金	70
商工会（奈良県商工会連合会）・商工会議所による支援（その他の高度・専門的な支援）	71
奈良県中小企業団体中央会による支援（組合等に対する相談・指導・支援）	72
経営革新計画作成のアドバイス	73
学研都市研究成果活用支援事業 奈良高専技術情報活用支援事業	74
県内国公立の各理系大学における産学連携窓口	75
産学官の連携推進	76
販路開拓コーディネート事業	77
東京新拠点販路支援事業	78
県内企業の販売支援事業	79
～1300年のエイジング プレミアム奈良“凝縮”フェア開催事業～	
人材育成事業	80
戦略的基盤技術高度化支援事業（通称：サポ・イン）（研究開発委託）	81
地域イノベーション創出研究開発事業（研究開発委託）	82
製品や材料等の試験・分析	83
設備機器の利用	84
受託研究・共同研究	85
ものづくりオープンラボ事業	86
3次元CAD技術セミナーの開催	87
技術相談	88
研究者養成研修	89

都市エリア産学官連携促進事業（発展型）	90
- 関西文化学術研究都市及びその周辺エリア -	
奈良県地域結集型研究開発プログラム「古都奈良の新世紀植物機能活用技術の開発」	91
研究開発型中小企業に対する特許関係料金減免制度	92
特許情報の提供・特許流通の促進	93
地域中小企業知財戦略コンサルティング事業（知財戦略構築のための専門家派遣）	94
商店街次世代リーダー育成事業（商店街トライアル事業補助金）	95
商店街農産物直売所モデル構築事業	96
高齢者にやさしい宅配サービス事業（ふるさと雇用再生特別対策事業）	97
環境コンサルタント活用支援事業	98
ゼロエミッションの推進のためのコンサルタントの活用を支援します	
産業廃棄物排出抑制等研究開発費補助事業	99
産業廃棄物の排出抑制等にかかる研究開発を支援します	
産業廃棄物排出抑制等設備導入支援補助事業	100
産業廃棄物の排出抑制等にかかる設備導入を支援します	
環境カウンセラーを派遣します	101
奈良県産業活性化ミッション	102

4. 事業の安定化を図りたい

奈良県中小企業融資制度（金融機関を通して融資する制度）	32
市町村制度	38
設備貸与制度（割賦・リース）	44
設備資金貸付制度	45
日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内	46
日本政策金融公庫 中小企業事業のご案内	47
奈良県信用保証協会による信用保証	48
商工会・商工会議所による支援（経営指導員等による相談・指導）	50
専門家派遣事業	51
中小企業応援センター事業	52
窓口相談事業	54
「J-NET21」中小企業ビジネス支援ポータルサイト	55
事業の共同化支援	59
商工会（奈良県商工会連合会）・商工会議所による支援（その他の高度・専門的な支援）	71
奈良県中小企業団体中央会による支援（組合等に対する相談・指導・支援）	72
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）	103
小規模企業共済制度	104
経営安定相談	105

中小企業の定義について	106
-------------	-----

問い合わせ先一覧	107
----------	-----

支 援 制 度 の 分 類			
県内に工場等を立地したい・ 既存の工場等を拡張したい	1 奈良県に工場等を立地したい	(1) 資金面の支援	ア 融資・貸付
			イ 補助金
			ウ 税の優遇等
	2 既存の工場等を拡張・機能強化したい	(1) 資金面の支援	ア 融資・貸付
			イ 補助金
			ウ 税の優遇等
開業・創業したい	1 宿泊施設を開業したい	(1) 資金面の支援	ア 融資・貸付
			イ 税の優遇等
	2 飲食店を開業したい	(1) 資金面の支援	ア 融資・貸付
	3 業種問わず開業したい	(1) 資金面の支援	ア 融資・貸付
			(2) セミナー・相談等
		(3) 他者との連携 (4) オフィスの提供	ウ 情報提供

支援の概要	支援項目	ページ
奈良県進出企業に有利な金利で融資	奈良県進出企業支援融資制度	12
指定集積区域内での工場の新増設等への各種支援	企業立地促進法による支援制度	13
知事の承認を受けた中小企業が資金融資を受ける	企業立地促進法による「企業立地促進資金（制度融資）」	15
雇用創出や地域経済活性化の大規模立地への補助	奈良県企業立地促進補助金	16
経済効果が高い中規模の立地促進への補助	奈良県企業活力集積促進補助金	17
立地企業の人材確保の求人広告や人材紹介へ補助	奈良県企業立地人材確保支援補助金	18
企業立地する場合の国や各市町村の各種優遇制度	企業立地における国及び市町村の優遇制度	19
指定集積区域内での工場の新増設等への各種支援	企業立地促進法による支援制度	13
企業立地する場合の国や各市町村の各種優遇制度	企業立地における国及び市町村の優遇制度	19
工場や研究所を設置した企業への事業税等の軽減	奈良県企業立地促進優遇税制	22
県の指定業種に該当する企業の立地に税金の優遇	企業立地促進法による「企業立地優遇税制」	23
奈良県進出企業に有利な金利で融資	奈良県進出企業支援融資制度	12
指定集積区域内での工場の新増設等への各種支援	企業立地促進法による支援制度	13
知事の承認を受けた中小企業が資金融資を受ける	企業立地促進法による「企業立地促進資金（制度融資）」	15
中小企業者が共同で工場団地を建設する等に支援	高度化事業	24
企業立地における国及び市町村の優遇制度	企業立地における国及び市町村の優遇制度	19
工場・研究所の機能強化への補助	奈良県企業定着促進補助金	25
指定集積区域内での工場の新増設等への各種支援	企業立地促進法による支援制度	13
企業立地における国及び市町村の優遇制度	企業立地における国及び市町村の優遇制度	19
県内で小規模宿泊施設を創業したい方に融資	奈良の宿創業資金（奈良県中小企業融資制度）	26
宿泊施設開業への融資	奈良の宿フロンティア・開業支援資金 （奈良県中小企業融資制度）	27
既存宿泊施設事業者の施設増築・改築に融資	奈良の宿パワーアップ資金（奈良県中小企業融資制度）	28
宿泊施設の新増設事業者への事業税等の軽減	宿泊施設の立地に関する優遇税制	29
県内で魅力ある飲食店を開業したい方に融資	奈良の魅力あるレストラン創業支援資金 （奈良県中小企業融資制度）	30
県内の創業者や5年以内の既創業者に融資	創業支援資金（奈良県中小企業融資制度）	31
金融機関を通じ低保証料・低利の融資を実施	奈良県中小企業融資制度（金融機関を通して融資する制度）	32
県内各市町村が行っている融資の概要	市町村制度	38
自己資金調達が困難な場合に設備を一定期間貸与	設備貸与制度（割賦・リース）	44
無利子の長期設備資金を貸し付け経営基盤を強化	設備資金貸付制度	45
一般の金融機関から融資が困難な場合の資金供給	日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内	46
国の中小企業政策に基づく長期資金の供給	日本政策金融公庫 中小企業事業のご案内	47
県内の中小企業に各種の保証を実施	奈良県信用保証協会による信用保証	48
創業や新事業展開のための知識習得等を支援	創業塾・創業ゼミ	49
金融、税務、労働、取引、経理その他経営上のあらゆる分野の相談を実施	商工会・商工会議所による支援 （経営指導員等による相談・指導）	50
経営課題等について専門家を派遣し改善策を提案	専門家派遣事業	51
中小企業が中長期的に発展するため経営基盤強化	中小企業応援センター事業	52
創業・開業、経営革新、経営改善等あらゆる経営相談を実施	窓口相談事業	54
中小企業施策の情報等をインターネットで提供	「J-NET21」中小企業ビジネス支援ポータルサイト	55
個人の方が企業組合制度で創業する場合の支援	簡易な法人化で創業・起業を実現	56
起業家に安価な賃貸スペースを提供するとともに経営サポートを実施	やまと創業インキュベータ（奈良・大和高田）	57

支 援 制 度 の 分 類			
新事業展開・事業拡大を図りたい	1 新商品開発、販路開拓を行いたい	(1) 資金面の支援	ア 融資・貸付
			イ 補助金等
			他者との連携によるもの
			ウ 税の優遇等
			ア 相談
	(2) セミナー・相談等	ア 相談	
		産学官連携に関するもの	
		販路開拓に関するもの	
		イ 情報提供	
		ア 販路開拓の場の提供	
2 技術の向上、研究開発を行いたい	(1) 資金面の支援	ア 研修会の実施	
		ア 委託金	
		産学官に関するもの	
		ア 試験等の試験・分析	
		イ 研究開発	
(2) 試験・分析・研究	ア 材料等の試験・分析		
	イ 研究開発		
	(3) 場の提供	ア 販路開拓の場の提供	
	(4) 人材育成	ア 研修会の実施	
	(1) 資金面の支援	ア 委託金	
(2) 試験・分析・研究	ア 材料等の試験・分析		
	イ 研究開発		
	産学官に関するもの		
	ア 試験等の試験・分析		
	イ 研究開発		

支援の概要	支援項目	ページ
金融機関を通じ低保証料・低利の融資を実施	奈良県中小企業融資制度（金融機関を通して融資する制度）	32
自己資金調達が困難な場合に設備を一定期間貸与	設備貸与制度（割賦・リース）	44
無利子の長期設備資金を貸し付け経営基盤を強化	設備資金貸付制度	45
一般の金融機関から融資が困難な場合の資金供給	日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内	46
国の中小企業政策に基づく長期資金の供給	日本政策金融公庫 中小企業事業のご案内	47
新商品・新役務の生産や開発、販売のための融資	経営革新支援資金（奈良県中小企業融資制度）	58
事業協同組合等の共同経済事業を行う場合の支援	事業の共同化支援	59
新事業活動を全種目にわたり幅広く支援	経営革新支援事業	60
奈良の厳選された製品の発掘・育成等への補助	奈良くらしくす製品開発等支援補助金	61
コア技術で新技術開発するための補助	リーディングカンパニー創設補助金	62
新商品・新役務の開発や販路開拓事業への補助	奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金	63
新商品・新技術の開発等に係る公募等の支援	公募型研究開発事業の活用支援	64
異分野の複数企業が連携して事業する場合の補助	新連携対策事業	65
地域の優れた資源を活用した新商品開発への補助	地域資源活用新事業展開支援事業	68
農林漁業者と連携して行う資源の有効活用に補助	農商工連携対策支援事業	69
農林漁業者と連携した新商品、新役務開発の補助	なら農商工連携ファンド助成金	70
事業協同組合等の共同経済事業を行う場合の支援	事業の共同化支援	59
金融、税務、労働、取引、経理その他経営上のあらゆる分野の相談を実施	商工会・商工会議所による支援 （経営指導員等による相談・指導）	50
経営課題等について専門家を派遣し改善策を提案	専門家派遣事業	51
中小企業が中長期的に発展するため経営基盤強化	中小企業応援センター事業	52
多様化・高度化する事業者の支援ニーズに対応したさまざまな支援を実施	窓口相談事業	54
事業協同組合等の共同経済事業を行う場合の支援	事業の共同化支援	59
新商品・新技術の開発等に係る公募等の支援	公募型研究開発事業の活用支援	64
創業・開業、経営革新、経営改善等あらゆる経営相談を実施	商工会（奈良県商工会連合会）・商工会議所による支援 （その他の高度・専門的な支援）	71
組合等への指導・支援や企業連携による新事業創出の支援を実施	奈良県中小企業団体中央会による支援 （組合等に対する相談・指導・支援）	72
今日的な経営課題に即応する新事業活動を支援	経営革新計画作成のアドバイス	73
研究機関等で創出されるシーズを県内企業へ移転	学研都市研究成果活用支援事業 奈良高専技術情報活用支援事業	74
県内国公立の理系大学と産学連携を推進	県内国公立の各理系大学における産学連携窓口	75
産学官が連携して研究テーマの発掘等を実施	産学官の連携推進	76
販路開拓の専門家が経営革新企業を支援	販路開拓コーディネート事業	77
中小企業施策の情報等をインターネットで提供	「J-NET21」中小企業ビジネス支援ポータルサイト	55
奈良県内の開発商品を、首都圏で販路開拓等実施	東京新拠点販路支援事業	78
新作商品を持つ県内企業の販売会を、各所で実施	県内企業の販売支援事業 ～1300年のエイジングプレミアム奈良“凝縮”フェア開催事業～	79
経営者・管理者等を対象とした研修会の実施	人材育成事業	80
ものづくり基盤技術高度化の研究開発の委託	戦略的基盤技術高度化支援事業（通称：サポ・イン）研究開発委託	81
地域の産学官による実用研究開発の委託	地域イノベーション創出研究開発事業（研究開発委託）	82
材料・部品等の試験・分析等を実施し報告書発行	製品や材料等の試験・分析	83
工業技術センターの各種設備機器を有料で使用	設備機器の利用	84
研究開発課題についての委託研究や共同研究	受託研究・共同研究	85
製品化の可能な研究を工業技術センターで実施	ものづくりオープンラボ事業	86

支 援 制 度 の 分 類			
(新事業展開・事業拡大を図りたい)	(2) 技術の向上、研究開発を行いたい)	(3) セミナー・相談等	ア セミナー イ 相談
		(4) 人材育成	ア 研修会の実施
		(5) 産学官共同研究	
	3 知的財産に関する支援を受けたい	(1) 資金面の支援	ア 特許料の減免
		(2) セミナー・相談等	ア 相談 イ 専門家派遣
	4 商店街に関する支援を受けたい	(1) 資金面の支援	ア 補助金
			イ 委託
	5 宿泊施設に関する支援を受けたい	(1) 資金面の支援	ア 融資
	6 環境対策・廃棄物抑制に関する支援を受けたい	(1) 資金面の支援	ア 補助金
		(2) 相談	ア 相談
7 その他	(1) 先進地の視察		
事業の安定化を図りたい	1 事業の安定化を図りたい	(1) 資金面の支援	ア 融資
			イ 共済制度
		(2) セミナー・相談等	ア 相談・情報提供
			イ 情報提供
		(3) 他者との連携	

支援の概要	支援項目	ページ
企業の技術者に各種研修を実施	3次元C A D技術セミナーの開催	87
企業の技術上の相談や問題に研究員がアドバイス	技術相談	88
経営者・管理者等を対象とした研修会の実施	人材育成事業	80
企業の技術者に各種研修を実施	研究者養成研修	89
産学官連携でヘルスケアデバイスシステムを構築	都市エリア産学官連携促進事業（発展型） - 関西文化学術研究都市及びその周辺エリア -	90
奈良県特産の植物素材を活用した新製品の創出	奈良県地域結集型研究開発プログラム 「古都奈良の新世紀植物機能活用技術の開発」	91
研究開発のための特許権取得の場合、料金の軽減	研究開発型中小企業に対する特許関係料金減免制度	92
技術開発等にかかる特許相談や特許情報活用支援	特許情報の提供・特許流通の促進	93
企業の知的財産を保護活用のため専門家を派遣	地域中小企業知財戦略コンサルティング事業 （知財戦略構築のための専門家派遣）	94
商店街の次世代を担うリーダーの育成支援	商店街次世代リーダー育成事業 （商店街トライアル事業補助金）	95
商店街空き店舗を農作物即売所として活用の支援	商店街農産物直売所モデル構築事業	96
高齢者等に生活必需品を届ける共同宅配システムの構築	高齢者にやさしい宅配サービス事業 （ふるさと雇用再生特別対策事業）	97
既存宿泊施設事業者の施設増築・改築に融資	奈良の宿パワーアップ資金（奈良県中小企業融資制度）	28
環境コンサルタント活用の場合に経費を補助	環境コンサルタント活用支援事業	98
産業廃棄物の排出抑制等に係る研究開発を支援	産業廃棄物排出抑制等研究開発費補助事業（研究開発を支援）	99
産業廃棄物の排出抑制等に係る設備導入を支援	産業廃棄物排出抑制等設備導入支援補助事業（設備導入を支援）	100
環境コンサルタント活用の場合に経費を補助	環境コンサルタント活用支援事業	98
産業廃棄物の排出抑制等に係るカウンセラー派遣	環境カウンセラーを派遣します	101
産業界と行政関係者等が一体となり先進地を視察	奈良県産業活性化ミッション	102
金融機関を通じ低保証料・低利の融資を実施	奈良県中小企業融資制度（金融機関を通して融資する制度）	32
県内各市町村が行っている融資の概要	市町村制度	38
自己資金調達が困難な場合に設備を一定期間貸与	設備貸与制度（割賦・リース）	44
無利子の長期設備資金を貸し付け経営基盤を強化	設備資金貸付制度	45
一般の金融機関から融資が困難な場合の資金供給	日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内	46
国の中小企業政策に基づく長期資金の供給	日本政策金融公庫 中小企業事業のご案内	47
県内の中小企業に各種の保証を実施	奈良県信用保証協会による信用保証	48
取引先が倒産した場合の共済金の貸付	経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）	103
小規模事業者が廃業等の場合の共済金の支払い	小規模企業共済制度	104
金融、税務、労働、取引、経理その他経営上のあらゆる分野の相談を実施	商工会・商工会議所による支援 （経営指導員等による相談・指導）	50
経営課題等について専門家を派遣し改善策を提案	専門家派遣事業	51
中小企業の中長期的発展のための経営基盤強化	中小企業応援センター事業	52
創業・開業、経営革新、経営改善等あらゆる経営相談を実施	窓口相談事業	54
多様化・高度化する事業者の支援ニーズに対応したさまざまな支援を実施	商工会（奈良県商工会連合会）・商工会議所による支援 （その他の高度・専門的な支援）	71
組合等への指導・支援や企業連携による新事業創出の支援を実施	奈良県中小企業団体中央会による支援 （組合等に対する相談・指導・支援）	72
経営安定のため弁護士等専門スタッフが相談	経営安定相談	105
中小企業施策の情報等をインターネットで提供	「J-NET21」中小企業ビジネス支援ポータルサイト	55
事業協同組合等の共同経済事業を行う場合の支援	事業の共同化支援	59

奈良県進出企業支援融資制度

趣旨・目的

日本政策投資銀行と連携し、進出企業に対する融資制度を設けています。進出企業が市場金利に比べて有利な融資を受けられるよう、日本政策投資銀行が行う融資の一部について、奈良県が利子補給を行います。

概要

1. 融資対象業種（対象施設）
製造業（工場・研究所）、情報通信業（コールセンター）、運輸業（配送センター）、宿泊業（宿泊施設）
2. 融資対象事業
次のいずれかに該当し、かつ投資額（用地取得費を除く）が5億円を超える事業で、知事が認めるもの
本社が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合
企業活動の本拠が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合
県内の既存対象施設を拡張し、事業規模を概ね30%以上拡大する場合
3. 融資条件・融資の実行
日本政策投資銀行が審査の上決定し、融資を実行
融 資 率：投資額に対して最大50%
金 利：市場を下回る政策金利（案件より変動）
貸付限度：特になし
4. 県による利子補給
県が利子の一部を負担
範 囲：融資事項額のうち10億円を限度
期 間：10年間実行
補給率：年0.2%

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ

TEL：0742-27-8813（P107，11）

企業立地促進法による支援制度

趣旨・目的

企業立地促進法は、工場の新増設または新設備導入による事業高度化に対して支援制度を設けています。（奈良県企業立地基本計画又はけいはんな地域広域基本計画の対象地域において同計画の集積業種の事業を行う場合で、企業立地計画または事業高度化計画を提出し県の承認を受けた事業が対象となります。）

概要

1. 奈良県企業立地基本計画について

(1) 対象地域

奈良県内の明日香村を除く38市町村（但し、自然公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区特別保護地区及び環境省指定の特定植物群落は除く。）

(2) 対象業種

分類番号	産業分類表（中分類）	分類番号	産業分類表（中分類）
9	食料品製造業	22	鉄鋼業
10	飲料・たばこ・飼料製造業 (たばこ製造業を除く)	23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
11	繊維工業	25	はん用機械器具製造業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	26	生産用機械器具製造業
13	家具・装備品製造業	27	業務用機械器具製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
16	化学工業（塩製造業を除く）	29	電気機械器具製造業
18	プラスチック製品製造業	30	情報通信機械器具製造業
19	ゴム製品製造業	31	輸送用機械器具製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	32	その他の製造業
21	窯業・土石製品製造業		

奈良市及び生駒市は「けいはんな地域広域基本計画」により、印刷業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、学術・開発研究機関も対象となります。

は特別償却適用業種（但し、その他製造業は眼鏡製造業及び時計製造業のみ適用）

は農林漁業関連業種・・・「特別償却の適用」及び「不動産取得税及び県固定資産税の課税免除」において投資規模要件が低く設定されています。（次頁参照）

2. 支援メニューを利用するには

企業立地や事業高度化に着手する前に、「企業立地計画」または「事業高度化計画」を作成・提出して県の承認を受ける必要があります。

- ・工場の新増設の場合・・・「企業立地計画」を提出
 - ・新たな設備の導入による事業高度化の場合・・・「事業高度化計画」を提出
- 「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認後、各支援メニューの実施主体に申請してください。

<p>特別償却の適用 機械等 15% 建物等 8% 実施主体： 国税庁、税務署</p>	<p>【1項業種】国内外の厳しい競争条件下にある業種（繊維工業、化学工業、鉄鋼業、機械器具製造業などP13表内 の業種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等 = 取得合計5億円以上 ・機械装置 = 1千万円 / 基かつ総投資額3億円以上 ・新製品・新商品の開発又は製造のための設備または生産性を向上させる設備 <p>【2項業種】農林漁業と関連が高い業種（食料品製造業、木材・木製品製造業などP13表内 印の業種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等 = 取得合計5千万円以上 ・機械装置 = 5百万円 / 基かつ総投資額4千万円以上 ・新製品・新商品の開発・製造のための設備または生産性を向上させる設備
<p>不動産取得税・県固定資産税の課税免除 実施主体：奈良県</p>	<p>詳細はP23</p>
<p>公庫の超低利融資（中小企業対象） 実施主体： 日本政策金融公庫</p>	<p>対象.....承認企業立地計画・承認事業高度化計画に基づく設備投資等 利率.....設備資金の2億7千万円までは特利 - 0.4%、 設備資金の2億7千万円超部分と運転資金は基準金利 貸付限度.....中小企業事業：7億2千万円（うち運転資金2億5千万円） 国民生活事業：7千2百万円（うち運転資金4千8百万円） 貸付期間.....設備資金15年（20年）以内（据置2年以内） 運転資金5年（7年）以内（据置1年以内）</p>
<p>企業立地促進資金（制度融資） 実施主体： 奈良県、指定金融機関</p>	<p>詳細はP15</p>
<p>小規模企業等設備導入資金助成制度（無利子貸付）の特例 実施主体： （財）奈良県中小企業支援センター</p>	<p>対象.....小規模企業等 = 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）など 貸付限度.....4千万円（所要資金の1/2以内）を6千万円（所要金額の2/3以内）に拡大 利率.....無利子 償還期間.....7年以内（据置1年以内） 連帯保証人または物的担保必要</p>
<p>（財）食品流通構造改善促進機構の債務保証 実施主体： （財）食品流通構造改善推進機構</p>	<p>保証範囲.....借入元利及び損害金の合計額の90% 対象.....食料品製造業 保証期間.....20年以内 保証料.....元本の0.8%以内</p>

企業立地促進法による 「企業立地促進資金(制度融資)」

趣旨・目的

企業立地促進法に基づき「企業立地計画」または「事業高度化計画」を提出し、知事の承認を受けた中小企業が、事業に必要な資金の融資を受けることが可能となります。

概要

1. 貸付対象
知事の承認を受けた「企業立地計画」または「事業高度化計画」に基づく設備投資等
2. 貸付限度
設備資金・運転資金：2億8千万円以内（但し、運転資金は、8千万円以内）
（有担保2億円、無担保8千万円） 普通保証と別枠
3. 貸付期間
設備資金：15年以内（うち据置1年以内）
運転資金：10年以内（うち据置1年以内）
4. 利率
1.835%（平成22年4月1日時点）
今後金融情勢等により変更することがあります。
5. 保証
保証協会の保証が必要
6. 保証料
0.50%
7. 保証人
原則として、法人代表者以外の保証人は不要

（注）上記メニューを活用するには、事業着手前に「企業立地計画」「事業高度化計画」を県企業立地推進課に提出し、承認を受ける必要があります。（承認を受けるための手続きについての詳細はP.13）

奈良県企業立地促進補助金

趣旨・目的

雇用の創出および地域経済の活性化に大きく貢献する大規模な立地に対して支援します。

概要

1. 対象企業
製造業の工場・研究所を立地する企業
2. 対象となる事業
平成21年4月1日から平成23年3月31日までに着工する事業で ~ のすべての要件を満たすもの
固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が200億円以上
県内新規常用雇用者が100人以上
市町村から立地に関する支援を受けるもの
3. 補助金の額
固定資産投資額の5%
付帯経費の5%（付帯経費の例...埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等）
県内新規常用雇用者1人につき10万円（3年間）
補助限度額30億円

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ

TEL：0742-27-8813（P107，11）

奈良県企業活力集積促進補助金

趣旨・目的

経済効果の高い中規模の立地を促進するために、工場・研究所の立地に対し支援します。

概要

1. 対象企業

製造業の工場・研究所を立地する企業

2. 対象となる事業

平成21年4月1日から平成23年3月31日までに着工する事業で または のいずれかの要件を満たすもの

固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上かつ県内新規常用雇用者が10人以上
常用雇用者が100人以上

3. 補助金の額

固定資産投資額の10%

付帯経費の5%

県内新規常用雇用者1人につき10万円（3年間）

補助限度額3億円

ただし知事が特に認める場合

県内新規常用雇用者が50人以上：限度額5億円

県内新規常用雇用者が100人以上：限度額10億円

奈良県企業立地人材確保支援補助金

趣旨・目的

立地企業の人材確保のために、求人広告や人材紹介に対し支援します。

概要

1. 対象企業

製造業の工場・研究所を新たに立地する企業で以下の～の要件を満たす企業

1,000㎡以上の土地において立地

平成21年4月1日以降に着工又は操業

県内新規常用雇用者が5人以上を予定しているもの

2. 対象となる事業

(1) 求人広告事業

職業紹介事業者の運営する人材情報サイトや同者が発行する雑誌、新聞等に求人広告を掲載する事業
(デザイン制作及び広告掲載料)

(2) 人材紹介事業

職業紹介事業者に人材紹介を依頼して雇用関係を成立させる事業(職業安定法第32条の3に記載されている手数料のうち、人材紹介にかかる成功報酬(手数料))

3. 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内

補助限度額(1)(2)各々100万円

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業立地支援グループ

TEL : 0742-27-8872(P107, 12)

企業立地における 国及び市町村の優遇制度

概要

1. 国の優遇制度

地域	対象施設要件	特別償却	事業税	不動産取得税
過疎地域 五條市の一部 宇陀市の一部 宇陀郡 吉野郡（大淀町除く） 山添村	工業生産設備取得額が 2700万円を超えるもの 等	10%(機械) 6%(機械)	3年または5年間 課税免除	取得時課税免除
半島振興対策実施地域 五條市 吉野郡	工業生産設備取得額が 2700万円を超えるもの 等	10%(機械) 6%(建物)	3年間不均一課税 (税率1/10)	取得時不均一課税 (税率1/10)
関西文化学術研究都市 奈良市の一部 生駒市の一部	・研究所用施設取得額 が2億円以上 ・建設計画の達成に関 する国土交通大臣の 証明等	16%(機械) 8%(建物)		取得時不均一課税 (税率1/10)

2. 市町村の優遇制度（補助金・助成金・奨励金）

市町村名	要件	内容
天理市	指定地域への工場等の設置 公害防止協定の締結 用地取得後3年以内に操業開始 新設15人、増設及び移設10人以上の雇用 投下固定資産総額3億円以上	【工場等設置奨励金】 初年度固定資産税額×100/100 2年度固定資産税額×75/100 3年度固定資産税額×50/100 【雇用促進奨励金】 1年以上の地元雇用に対して、10人を超える 1人につき20万円（限度額2,000万円）
桜井市	投下資本額3,000万以上もしくは、常時使 用従業員50人以上	【奨励金】 固定資産税額等の市税額以内 期間：3年間（投下資本額が、5,000万円以上 は5年間）
御所市	指定区域内に工場等の設置 投下固定資産（土地除く）の取得価格総 額3,000万円以上 公害防止の適正措置 市税、国保税その他公課を滞納していな いこと 操業開始日までに奨励措置を受ける意志 を市長へ届け出ていること	【固定資産税奨励金】 前年度固定資産税相当額（課税免除の適用事 業者は償却資産（構築物を除く）のみ） 期間：3年間 【雇用促進奨励金】 （課税免除の適用事業者も対象） 操業開始日の前後6箇月間の地元雇用に対 して1人につき20万円（限度額1,000万円） 【設備投資奨励金】 （課税免除の適用事業者も対象） 投下固定資産（土地除く）の取得価格総額× 1/100（限度額1,000万円）

生駒市	指定区域内に工場・研究所の設置かつ、以下の、のどちらかに該当するもの 投下固定資産総額（土地の取得に関する経費を除く。）2億円以上（新設）/1億円以上（増改築） 取得若しくは賃借をした用地等の面積が1500㎡以上	【事業所設置補助金】 固定資産総額等（土地の取得に関する経費を除く。）×10/100 【雇用促進補助金】 市内新規常時雇用者1人につき40万円 （限度額 事業所設置補助金と雇用促進補助金の合計額が5000万円） 【操業支援補助金】 （1）初年度 固定資産税額の9/10 （2）2年度 固定資産税額の2/3 （3）3年度 固定資産税額の1/3 （限度額3年間の合計額が3000万円）
宇陀市	設置場所が適当 周辺環境への十分な配慮 用地取得日から5年以内に事業開始 事業の開始日において、従業員数が10人以上 投下固定資産取得費用総額が3000万円以上 市税を滞納していないこと 風俗営業及び公序良俗に反する営業又はその他周辺環境に著しく害を及ぼす恐れのある事業でないこと	【報奨金】 前年度固定資産税相当額 期間：5年間
山添村	投下固定資産総額1億円以上 投下資産10億円以上の場合は常時雇用従業員数30人以上又は村内在住1/5以上	【奨励金】 固定資産税の1/2～3/4 期間：3年～8年以内
川西町	立地場所にふさわしい事業内容 事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置 投下固定資産総額1億円以上 従業員数常時10人以上 町税を滞納していないこと 風俗営業でないこと	【報奨金】 前年度固定資産税相当額の1/10（予算の範囲内） 期間：5年間
御杖村	投下固定資産総額 300万円以上（新設）/150万円以上（増設）もしくは、 常時雇用従業員数 30人以上（新設）/15人以上（増設）	【奨励金】 固定資産税の範囲内 期間：3年間
大淀町	投下固定資産総額1億円以上（新設）/5,000万円以上（増設） 建物延床面積が1000㎡以上（新設）/増設部分500㎡以上（増設）/建替前、移転前の面積以上（改修、移転） 従業員数が10人以上 （当該事業所で常勤雇用する者） ただし「風俗営業」「公序良俗に反するもの」「周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのあるもの」を除く	【助成金】 前年度固定資産税、町民税額相当額×1/5 期間：5年間

3. 市町村の優遇制度（固定資産税の不均一課税又は課税免除）

市町村名	要件	内容	適用期間
五 條 市	新增設 投下固定資産額 2,700万円以上	不均一課税	3 年間
御 所 市	新增設 県より「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設 2 億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税）	3 年間
生 駒 市	新增設 文化学術研究施設の新設及び取得された固定資産（家屋設計計画の同意の日以後の土地取得で、取得後1年以内に建設着手した場合）	不均一課税	3 年間
吉 野 町	新增設 投下固定資産額 2 700万円以上	課税免除	3 年間
大 淀 町	新增設 投下固定資産額 2 700万円以上	不均一課税	3 年間
下 市 町	新增設 投下固定資産額 2 700万円以上	課税免除または不均一課税	3 年間
黒 滝 村	新增設 投下固定資産額 2 500万円以上	課税免除	3 年間
天 川 村	新增設 投下固定資産額 2 700万円以上	課税免除	3 年間
十 津 川 村	新增設 投下固定資産額 2 500万円以上	課税免除	3 年間
下 北 山 村	新增設 投下固定資産額 2 500万円以上	課税免除	3 年間

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ

TEL：0742-27-8813(P107, 11)

奈良県企業立地促進優遇税制

趣旨・目的

一定要件を満たす工場または研究所を設置した法人を対象に、事業税や不動産取得税の軽減措置（最大4億円）を行います。

概要

1. 事業税の軽減

(1) 対象施設

工場（製造業の事業に供する生産施設）または研究所（製造の事業に関する研究施設）

(2) 対象地域

奈良県全域

(3) 対象者

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に、用地を取得、賃借又は地上権を取得し、一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人

(4) 要件

次の要件をいずれも満たす工場又は研究所を設置した法人

総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上

（移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要）

工場又は研究所を設置した法人の県内の事務所又は事業所において、

・新規雇用が10人以上（雇用期間の定めのない者等であって、県内に住所を有する者に限る）

・かつ、増加する県内の総従業者数が10人以上

(5) 軽減措置

所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減

年間減税額は1億円以内（1億円×3年間＝最大3億円）

2. 不動産取得税の軽減

(1) 対象施設、対象地域、対象者

事業税と同じ

(2) 要件

次の 又は のいずれかの要件に該当すること

上記事業税の軽減要件を満たす工場又は研究所

次の要件をいずれも満たす研究所（県内移転の場合や敷地内に生産施設がある場合を除く）

・研究所用の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2億円以上

・研究所を設置した法人の県内の事務所又は事業所における総従業者数の合計が10人以上増加

(3) 軽減措置

生産施設又は研究施設及びその敷地（水平投影）部分を3/4に軽減

減税額は1億円以内

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ

TEL：0742-27-8813(P107, 11)

企業立地促進法による「企業立地優遇税制」

趣旨・目的

企業立地促進法に基づき「企業立地計画」を提出し、知事の承認を受けたものが、一定要件を満たす立地を行った場合、不動産取得税等の県税を課税免除します。

概要

1. 対象業種

基本計画（以下の2計画）に定められた指定業種（P.13の表を参照）

2. 対象者

基本計画の計画期間内に、知事の承認を受けた「企業立地計画」に従って対象施設を設置した者

奈良県企業立地基本計画の計画期間：平成21年2月24日～平成25年3月31日

けいはんな地域広域基本計画の計画期間：平成22年3月25日～平成26年3月31日

3. 対象施設

建物、付属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が2億円超のもの（農林漁業関連業種は5,000万円超）

4. 軽減措置の内容

（1）不動産取得税

対象施設の用に供する家屋（事務所等にかかる部分を除く）とその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税を課税免除

計画期間開始日以降の取得に限り、土地については取得後1年以内に家屋の着工がされたものに限る。

（2）県固定資産税

対象施設の用に供する構築物が、大規模償却資産として県固定資産税の課税対象となる場合に、県固定資産税を3年間に限り課税免除

計画期間開始日以降の取得に限る。

注) 上記メニューを活用するには、事業着手前に「企業立地計画」を県企業立地推進課に提出し、承認を受ける必要があります。（詳細はP.13）

高度化事業

趣旨・目的

高度化事業とは、中小企業者が組合等を設立し、経営基盤の強化や環境改善を図るために工場団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業や、商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して、中小企業基盤整備機構と県が連携して資金やアドバイスで支援する、政策性の高い制度です。

概要

1. 制度の特徴

(1) 貸付条件等

貸付利率：1.10%（固定）（平成22年度貸付分。毎年度見直しあり。）

特別の法律に基づく事業などは無利子

償還期間：20年以内（内据置期間3年以内）

事業の種類により貸付条件は異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

担保として不動産、動産の提供や保証人が必要です。

(2) コンサルティングの実施

貸付けを行うにあたっては、事前に事業計画について専門的な立場からアドバイスが行われます。

また、診断助言は貸付後も随時行われます。

(3) 各種税制の特例措置

集団化事業等で、現在の施設を売却して移転しようとする場合、その施設売却に伴う譲渡益に対しては、課税が繰り延べられる（買い換え資産の特例）などの特例措置があります。

(4) 申請の手続き等

事前検討、調査・分析、事業計画の策定、診断・助言等多数の手続きが必要です。

また、借入後においても種々の制約がありますので、十分検討してください。

2. 主な事業の概要

(1) 集団化事業

市街地などに散在する工場や店舗などを、生産性や効率性向上、異業種との連携、公害・騒音問題解決のため、一つの区域や建物にまとめて移転するもの。

(2) 集積区域整備事業

商店街もしくは工場などが集積している区域で、建物の建て替えなど区域全体を整備するもの。

(3) 共同施設事業

共同で利用・経営する加工施設や研究開発施設、物流センター、商店街のアーケード・カラー舗装、駐車場などを整備するもの。

(4) 施設集約化事業

店舗が集まりショッピングセンターを、また工場を集約化して共同工場などを整備するもの。

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 商工課 高度化資金係

TEL：0742-27-8807(P107, 6)

奈良県企業定着促進補助金

趣旨・目的

県内立地企業による安定的かつ継続的な企業活動を促進するために、工場・研究所の機能強化に対し支援します。

概要

1. 対象企業
製造業の工場・研究所を県内に立地している企業で、以下のすべての要件を満たす企業
県内に立地後、20年以上経過している企業
県内における常用雇用者が50人以上で、かつ総従業者に占める常用雇用者の割合が3分の2以上である企業
2. 対象となる事業
平成21年4月1日から平成23年3月31日までに着工する事業で または のいずれかの要件を満たすもの
機能強化に要する経費（土地の取得に要する経費を除く）が10億円以上
（機能強化に要する経費の例...建物の改築・改修・機械装置の設置等）
県内新規常用雇用者が20人以上
3. 補助金の額
機能強化に要する経費の5%
付帯経費の5%
県内新規常用雇用者1人につき10万円（3年間）
補助限度額1億円

奈良の宿創業資金(奈良県中小企業融資制度)

【責任共有制度対象外】

概要

1. 対象者

県内で宿泊施設を創業しようとする、次の ~ いずれかに該当する者で、その事業計画について奈良県知事の認定を受けた者

新たに事業を行おうとする個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。

事業を営んでいない個人が借入額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者。

中小企業者である会社が、事業の全部又は一部を継続実施しつつ、新たに中小企業である会社を設立し、当該新会社が事業を開始する具体的計画を有する者。

2. 融資条件

融資限度額 (設備・運転資金合計)	個人 2,500万円 (ただし、対象事業費の50%以内) 法人 1,500万円
融資利率	年 1.835% (1)
融資期間	設備 7年以内 (内据置1年以内) 運転 5年以内 (内据置1年以内)
償還方法	割賦
担保・保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保不要・法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
保証料率	年 0.8%
取扱金融機関 (融資申込先)	商工中金奈良支店・南都銀行・りそな銀行・ 大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・ 近畿産業信用組合

(1) 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

また、H23.3.31までに融資実行を受けた借受者には、県が5年間、年2% (但し、融資利率が2%を下回る場合はその利率まで) の利子を補給します。

(注) 県融資制度の「創業支援資金」・「奈良の魅力あるレストラン創業支援資金」との併用不可

3. 手続きの流れ

相談 奈良県知事認定 (県企業立地推進課) 融資申込 (金融機関へ)・保証申込 審査 融資 返済

問い合わせ先

認定申込 奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 ホテル誘致グループ
TEL : 0742-27-8873(P107, 13)
その他 奈良県産業・雇用振興部 商工課 金融係
TEL : 0742-27-8807(P107, 5)
各取扱金融機関
奈良県信用保証協会 TEL : 0742-33-0552(P111, 32)

奈良の宿フロンティア・開業支援資金 (奈良県中小企業融資制度)

概要

1. 対象者

県内で宿泊施設を開業しようとする、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、その事業計画について奈良県知事の認定を受けた者

(1) 県内で宿泊施設事業に進出しようとする者で、次の 又は に該当する者。

現在行っている事業を廃業し、宿泊施設事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする者。

現在行っている事業を継続しながら、宿泊施設事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする者。

(2) 県内の既存宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする者。

2. 融資条件

融資限度額 (設備・運転資金合計)	1億円
融資利率	年 1.835% (1)
融資期間	設備 15年以内(内据置1年以内) 運転 10年以内(内据置1年以内)
償還方法	割賦
担保・保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
保証料率	年 0.45～1.56%(経営状況に応じた率)
取扱金融機関 (融資申込先)	商工中金奈良支店・南都銀行・りそな銀行・大和信用金庫 奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・近畿産業信用組合

(1) 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

また、H23.3.31までに融資実行を受けた借受者には、県が5年間、年2%(但し、融資利率が2%を下回る場合はその利率まで)の利子を補給します。

(注) 運転資金については、融資の対象とならない場合もあります。

3. 手続きの流れ

相談 認定申請(県企業立地推進課) 融資申込(金融機関へ)・保証申込 審査 融資 返済

問い合わせ先

認定申請 奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 ホテル誘致グループ
TEL : 0742-27-8873(P107, 13)
その他 奈良県産業・雇用振興部 商工課 金融係
TEL : 0742-27-8807(P107, 5)
各取扱金融機関
奈良県信用保証協会 TEL : 0742-33-0552(P111, 32)

奈良の宿パワーアップ資金 (奈良県中小企業融資制度)

概要

1. 対象者

県内の宿泊施設の増築・改築及び設備の設置を行おうとする、県内の既存宿泊施設事業者で、その事業計画について知事の認定を受けた者。

2. 融資条件

融資限度額	設備資金 1億円
融資利率	年 1.835% (1)
融資期間	15年以内 (内据置1年以内)
償還方法	割賦
担保・保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
保証料率	年 0.45～1.56% (経営状況に応じた率)
取扱金融機関 (融資申込先)	商工中金奈良支店・南都銀行・りそな銀行・大和信用金庫 奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・近畿産業信用組合

(1) 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

また、H23.3.31までに融資実行を受けた借受者には、県が5年間、年2% (但し、融資利率が2%を下回る場合はその利率まで) の利子を補給します。

3. 手続きの流れ

相談 認定申請 (県企業立地推進課) 融資申込 (金融機関へ)・保証申込 審査 融資 返済

問い合わせ先

認定申請 奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 ホテル誘致グループ
TEL : 0742-27-8873(P107, 13)
その他 奈良県産業・雇用振興部 商工課 金融係
TEL : 0742-27-8807(P107, 5)
各取扱金融機関
奈良県信用保証協会 TEL : 0742-33-0552(P111, 32)

宿泊施設の立地に関する優遇税制

趣旨・目的

平成23年3月31日までの間に、宿泊施設を新設又は増設した事業者の方を対象に、事業税や不動産取得税の軽減措置（最大4億円）を行います。

概要

1. 事業税の軽減

(1) 要件

次の要件を満たす宿泊施設を新設又は増設した者等

客室数30室以上又は収容人員100人以上

(移転、改築の場合は、客室数30室以上増加又は収容人員100人以上の増加が必要。)

宿泊施設を事業の用に供した者の県内の事業所において、

新規雇用(雇用期間の定めのない者等であって、県内に住所を有する者に限る)が5人以上

かつ、増加する県内の総従業者数が5人以上

当該宿泊施設を旅館業の用に供する宿泊施設の用以外の用途に変更した場合は、軽減措置を受けられません。

(2) 軽減措置

所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減

年間減税額は1億円以内(1億円×3年間=最大3億円)

2. 不動産取得税の軽減

(1) 要件

次の要件を満たす宿泊施設を新設又は増設した者

客室数30室以上又は収容人員100人以上

(移転、改築の場合は、客室数30室以上増加又は収容人員100人以上の増加が必要。)

当該宿泊施設を3年間、旅館業の用に供する宿泊施設の用以外の用途に変更しないこと

(2) 軽減措置

宿泊施設及びその¹敷地(水平投影)部分を通常の3/4に軽減²

減税額は1億円以内

1 敷地については、取得日の翌日から1年以内に建設に着手する必要等があります。

2 上記(1)の要件を満たすまで徴収猶予した後、1/4を減額します。

奈良の魅力あるレストラン創業支援資金 (奈良県中小企業融資制度) 【責任共有制度対象外】

概要

1. 対象者

県内で魅力ある飲食店を創業する者で、次の～に該当し、その事業計画について奈良県知事の認定を受けた者

新たに事業を行おうとする個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。

事業を営んでいない個人が借入額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者。

中小企業者である会社が、事業の全部又は一部を継続実施しつつ、新たに中小企業である会社を設立し、当該新会社が事業を開始する具体的計画を有する者。

2. 融資条件

融資限度額 (設備・運転資金合計)	個人 2,500万円(ただし、対象事業費の50%以内) 法人 1,500万円
融資利率	年 1.835% (1)
融資期間	設備 7年以内(内据置1年以内) 運転 5年以内(内据置1年以内)
償還方法	割賦
担保・保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保不要・法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
保証料率	年 0.8%
取扱金融機関 (融資申込先)	商工中金奈良支店・南都銀行・りそな銀行・ 大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・ 近畿産業信用組合

(1) 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

また、H23.3.31までに融資実行を受けた借受者には、県が5年間、年2%(但し、融資利率が2%を下回る場合はその利率まで)の利子を補給します。

(注) 県融資制度の「創業支援資金」・「奈良の宿創業資金」との併用不可

3. 手続きの流れ

奈良県知事認定(県商業振興課) 融資申込(金融機関へ)・保証申込 審査 融資

問い合わせ先

認定申込	奈良県産業・雇用振興部 商業振興課 商業振興係 TEL: 0742-27-8806(P107, 7)
その他	奈良県産業・雇用振興部 商工課 金融係 TEL: 0742-27-8807(P107, 5)
	各取扱金融機関 奈良県信用保証協会 TEL: 0742-33-0552(P111, 32)

創業支援資金(奈良県中小企業融資制度)

【責任共有制度対象外】

概要

1. 対象者

県内で創業する者等で、次のいずれかに該当する者

(1) 創業者

新たに事業を行おうとする個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。

事業を営んでいない個人が借入額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者。

中小企業者である会社が、事業の全部又は一部を継続実施しつつ、新たに中小企業である会社を設立し、当該新会社が事業を開始する具体的計画を有する者。

(2) 既創業者

新たに事業を開始後5年未満の個人。

事業を営んでいない個人が新たに会社を設立後5年未満。

中小企業者である会社が、事業の全部又は一部を継続実施しつつ、新たに中小企業である会社を設立後5年未満。

2. 融資条件

融資限度額 (設備・運転資金合計)	1,500万円 (ただし、対象者の(1)、の者は自己資金の額が限度)
融資利率	年 1.835% (1)
融資期間	設備 7年以内(内据置1年以内) 運転 5年以内(内据置1年以内)
償還方法	割賦
担保・保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保不要・法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
保証料率	年 0.8%
取扱金融機関 (融資申込先)	商工中金奈良支店・南都銀行・りそな銀行・ 大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・ 近畿産業信用組合

(1) 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

(注) 県融資制度の「奈良の魅力あるレストラン創業支援資金」・「奈良の宿創業資金」との併用不可

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 商工課 金融係

TEL : 0742-27-8807(P107, 5)

各取扱金融機関

奈良県信用保証協会

TEL : 0742-33-0552(P111, 32)

奈良県中小企業融資制度 (金融機関を通して融資する制度)

区分	資金名	融資対象 〔県内に事業所を有し、かつ、保証対象業種に係る事業を営む県税に滞納のない中小企業者。但し、別途定めてあるものを除く〕	資金使途	融資限度額
経営 活性化 資金	組織強化 育成資金	中小企業等協同組合、商工組合、その他組合で商工中金の貸付対象となる団体並びに組合員	設備資金	組合 1億円 組合員 8,000万円
			運転資金	組合 1億円 組合員 7,000万円
	経営強化資金	事業資金を必要とする者	設備資金	3,500万円
運転資金			2,500万円	
小規模事業者 小口簡易資金	次のいずれにも該当する者 1. 小規模事業者(常時使用する従業員20人以下(商業・サービス業では5人以下)) 2. 商工会議所・商工会の指導を受けている者 3. 小規模企業共済制度に加入している者	設備資金 運転資金	1,500万円	
		短期経営 安定資金	短期の運転資金を必要とする者	運転資金 1,000万円
経営 安定 化 資金	長期経営 安定資金	経営の維持改善に意欲を有するが、資金繰りに困っている者で次に該当する者。 流動比率が150%以下又は当座比率が100%以下であること。ただし、個人企業等においてこれらの比率の確認が困難な場合は、借入金の必要性が認められる状況であること。	運転資金	1,000万円
	小口零細 特別資金 (責任共有制度対象外)	小規模事業者で事業資金を必要とする者	設備資金 運転資金	1,250万円 (但し、既保証債務 残高(根保証にお いては融資限度 額)との合計で 1,250万円の範囲 となる融資に限る)
地域産業 振興 資金	地域産業 振興資金	地域産業事業者で事業資金を必要とする者	設備資金 運転資金	5,000万円

(注1)・融資利率は、平成22年4月1日現在のもので変更場合があります。
 (注2)・担保に関して特記事項のない資金については、必要に応じて担保が徴求されます。

融資利率 (固定金利)	融資期間	償還方法	担保及び保証人	保証料率	取扱金融機関	備考
組合 年1.935% 組合員 年1.935%	10年以内 (内据置1年以内)	割賦	金融機関所定の条件とする	-	商工中金奈良支店	
	7年以内 (内据置1年以内)					
年1.935%	7年以内 (内据置1年以内)	割賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	制度融資保証料率 一覧表参照	南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	
	5年以内 (内据置6月以内)					
年1.935%	5年以内 (内据置6月以内)	割賦	保証協会の追認保証 担保不要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要		南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合	申込先は 商工会議所 商工会
年1.835%	1年以内	割賦又は一括	保証協会の保証が必要 担保不要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要		商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組	
年1.935%	3年以内 (内据置6月以内)	割賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要		商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫	申込先は 取扱金融機関 商工会議所 商工会
年1.935%	7年以内 (内据置1年以内)	割賦	保証協会の保証が必要 担保不要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要		商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	
年1.835%	7年以内 (内据置1年以内)	割賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要		南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	

区分	資金名	融資対象 〔県内に事業所を有し、かつ、保証対象業種に係る事業を営む県税に滞納のない中小企業者。但し、別途定めてあるものを除く〕	資金用途	融資限度額
緊急 支援 資金	経済変動対策 資金	(1) 次のいずれかに該当するものとして知事の認定を受けた者 エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 災害により被害を受けた者 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する者 地域振興対策として経営の合理化、近代化を図る者 については、事実発生日の翌日から1年以内とする。 (2) 売上高又は売上総利益若しくは営業利益の減少により一時的に業況の悪化している者 (3) 社会的要因による突発的出費又は業況悪化により資金繰りに支障をきたしている者	設備資金 ((1) 及び (2) を除く)	3 000万円
			運転資金	2 500万円
	セーフティネット 対策資金 (1～6号は 責任共有制度対象外)	中小企業信用保険法第2条第4項の「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 経済産業大臣が指定した 1号：連鎖倒産防止 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号：突発的災害（事故等） 4号：突発的災害（自然災害等） 5号：業況の悪化している業種（全国的） 6号：取引金融機関の破綻 7号：取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号：取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	運転資金	2 500万円
	再生支援資金	次のいずれかに該当する者として推薦を受けた者 (1) 経営の安定に支障を生じ商工調停士の指導を受けている者 (2) 奈良県中小企業再生支援協議会の支援により、経営改善計画等に基づき、再生事業を実施する者	設備資金 運転資金	3 500万円
創 業 等 支 援 資 金	創業支援資金 (責任共有制度対象外)	県内で創業しようとする者 本文の31ページ参照	設備資金	1 500万円 (但し、(1)、 の者は自己資金の 額を限度とする)
			運転資金	
	経営革新 支援資金	新たな取組により経営の向上を図ろうとする中小企業者等で、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた者 本文の58ページ参照	設備資金	2 000万円
			運転資金	1 000万円
フロンティア 支援資金	次のいずれかに該当する者 (1) 県内で日本標準産業分類の小分類（3桁分類）の異なる業種に進出しようとする中小企業者で、次の(1)又は(2)に該当する者 現在行っている事業を廃業し、異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする者（開始後6か月未満の者に限る） 現在行っている事業を継続しながら、異なる業種の事業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする者（開始後6か月未満の者に限る） (2) 企業内又は企業間情報ネットワークを構築しようとする者 (3) インターネット等の情報システムを用いて、電子商取引等の先進的なビジネス手法を採用しようとする者 (4) 「ISO9000シリーズ」又は「ISO14000シリーズ」の認証を取得しようとする者	設備資金	2 000万円	
		運転資金	1 000万円	
	再チャレンジ 支援資金 (責任共有制度対象外)	次のいずれかに該当する者 (1) 過去に自らが営んでいた事業を、その経営状況の悪化により廃業した経験を有する者又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の、当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者で、次のいずれかに該当する者 新たに県内で事業を行おうとする個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 事業を営んでいない個人が、2か月以内に県内で新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 (2) 上記(1)により事業を開始した個人であって、その事業開始後5年未満の者 (3) 上記(1)により設立された会社であって、その設立後5年未満の者	設備資金 運転資金	1 000万円

融資利率 (固定金利)	融資期間	償還方法	担保及び保証人	保証料率	取扱金融機関	備 考
7年以内 年1.835% 7年超 年2.035%	10年以内 (内据置1年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	制度融資保証料率 一覧表 基本保証料率参照	商工中金奈良支店 南 都 銀 行 り そ な 銀 行 大 和 信 用 金 庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	(1) ~ の認定の 申込先は 商工課 選択する融資期間 により融資利率が変 わります。
5年以内 年1.835% 5年超 年2.035%	7年以内 (内据置1年以内)					(1) ~ の認定の 申込先は 市町村 選択する融資期間 により融資利率が変 わります。
5年以内 年1.835% 5年超 年2.035%	7年以内 (内据置1年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	年0.70% (対象者のうち 7号及び8号に ついては 年0.63%)		認定の申込先は 市町村 選択する融資期間 により融資利率が変 わります。
年1.735%	10年以内 (内据置2年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	0.60%		
年2.035%	10年以内 (内据置1年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	制度融資保証料率 一覧表 基本保証料率参照		推薦の申込先は (1)商工会議所 商工会連合会 (2)奈良県中小企業 再生支援協議会
年1.835%	7年以内 (内据置1年以内) 5年以内 (内据置1年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 担保不要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	年0.80%		
年1.835%	7年以内 (内据置1年以内) 5年以内 (内据置1年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	年0.63%		承認の申込先は 産業支援課
年1.835%	設備 7年以内 (内据置1年以内) 運転 5年以内 (内据置1年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	制度融資保証料率 一覧表 基本保証料率参照		
年1.835%	10年以内 (内据置1年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 担保不要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	年0.80%		

区分	資金名	融資対象 〔県内に事業所を有し、かつ、保証対象業種に係る事業を営む県税に滞納のない中小企業者。但し、別途定めてあるものを除く〕	資金使途	融資限度額
おもてなし産業強化資金	奈良の魅力あるレストラン創業支援資金 (責任共有制度対象外)	県内で魅力ある飲食店を創業しようとする者(創業支援資金の(1)創業者に該当する者)で、その事業計画について知事の認定を受けた者 本文の30ページ参照 (注:創業支援資金・奈良の宿創業資金との併用不可)	設備資金 運転資金	個人 2,500万円 (但し、対象事業費の50%以内) 法人 1,500万円
	奈良の宿創業資金 (責任共有制度対象外)	県内で宿泊施設を創業しようとする者(創業支援資金の(1)創業者に該当する者)で、その事業計画について知事の認定を受けた者 本文の26ページ参照 (注:創業支援資金・奈良の魅力あるレストラン創業支援資金との併用不可)	設備資金 運転資金	個人 2,500万円 (但し、対象事業費の50%以内) 法人 1,500万円
	奈良の宿フロンティア・開業支援資金	県内で宿泊施設を開業しようとする次のいずれかに該当する者で、その事業計画について知事の認定を受けた者 (1)県内で宿泊施設事業に進出しようとする者で、次の 又は に該当する者 現在行っている事業を廃業し、宿泊施設事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする者 現在行っている事業を継続しながら、宿泊施設事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとするもの (2)県内の既存宿泊施設事業者であって新たに宿泊施設を開業しようとする者 本文の27ページ参照	設備資金 運転資金	1億円
	奈良の宿パワーアップ資金	宿泊施設の増築・改築及び設備の設置を行おうとする、県内の既存宿泊施設事業者で、その事業計画について知事の認定を受けた者 本文の28ページ参照	設備資金	1億円
企業立地促進資金		「企業立地促進法」に基づき「企業立地計画」または「事業高度化計画」を提出し知事の承認を受けた、工場の新増設または事業高度化を実施する者 (注:対象地域及び対象業種あり) 本文の15ページ参照	設備資金	2億8,000万円 (運転資金は8,000万円) 普通保証と別枠
			運転資金	

責任共有制度について

責任共有制度とは、保証付き融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。

原則として、融資の80%を保証協会が保証し、残りの20%は金融機関が責任を負担します。

資金名の欄に、「責任共有制度対象外」の表示のある資金は、これまでどおり、融資の100%を保証協会が保証します。

ご注意

融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合もあります。

融資利率 (固定金利)	融資期間	償還方法	担保及び保証人	保証料率	取扱金融機関	備 考					
年1.835% (H23.3.31 までに融資 実行を受け た借受者に 県が5年間 2%の利子 補給)	設備 7年以内 (内据置1年以内)	割 賦	保証協会の保証が必要 担保不要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	年0.80%	商工中金奈良支店 南 都 銀 行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	認定の申込先は 商業振興課					
	運転 5年以内 (内据置1年以内)										
	設備 7年以内 (内据置1年以内)	割 賦				保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	制度融資保証料率 一覧表 基本保証料率参照	認定・承認の申込先 は 企業立地推進課			
	運転 5年以内 (内据置1年以内)										
	設備 15年以内 (内据置1年以内)	割 賦							保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯 保証人は原則不要	年0.50%	
	運転 10年以内 (内据置1年以内)										
15年以内 (内据置1年以内)	割 賦	割 賦	年0.50%								
設備 15年以内 (内据置1年以内)											
運転 10年以内 (内据置1年以内)											

制度融資保証料率一覧表

一部資金を除き、中小企業者の経営状況を反映した保証料率が適用されます。
制度融資では、保証料補給を通じて中小企業者の負担軽減措置を行っています。

(融資額に対する年率)

基本保証料率	1.56%	1.46%	1.30%	1.14%	0.98%	0.88%	0.72%	0.56%	0.45%
小口零細特別資金	1.80%	1.65%	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.65%	0.50%

長期経営安定資金・地域産業振興資金については、さらに低い保証料率を適用します。
具体的な保証料率については信用保証協会にご確認ください。

決算書類(貸借対照表)を作成していない事業者については、区分 の保証料率を適用します。

「中小企業会計」に準拠して決算書類を作成したこと、又は会計参与を設置していることを確認できる会社については、上記保証料率から0.1%割引した保証料率を適用します。

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部商工課 金融係 TEL : 0742-27-8807(P107, 5)
各取扱金融機関
奈良県信用保証協会 TEL : 0742-33-0552(P111, 32)

市町村制度

市町村名	制度名	対象者(市町村税に滞納のない者)	資金用途
奈良市	事業設備資金	(1)奈良市に居住又は主たる事務所を有している。 (2)奈良県信用保証協会の普通融資保証制度による信用保証を受けることができるもの。	設備資金
	事業運転資金		運転資金
	短期事業資金		設備資金 運転資金
	小規模企業小口事業資金	(1)奈良市に居住又は主たる事務所を有している小規模企業者。 (2)奈良県信用保証協会の小口零細企業保証制度による信用保証を受けることができるもの。	設備資金
			運転資金
無担保無保証人小口事業資金	(1)奈良市に居住又は主たる事務所を有している小規模企業者。 (2)奈良県信用保証協会の無担保無保証人特別小口融資保証制度による信用保証を受けることができるもの。	設備資金 運転資金	
大和高田市	特別融資保証制度	(1)大和高田市に住所を有し6か月以上同一事業を引き続き経営していること。また今後もその事業を継続して営むことが確実なもの。 (2)奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。	運転資金
			設備資金
緊急特別小口融資保証制度	(1)大和高田市に住所を有し6か月以上同一事業を引き続き経営していること。また今後もその事業を継続して営むことが確実なもの。 (2)奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。	運転資金	
大和郡山市	中小企業融資制度	(1)大和郡山市に1年以上居住又は事業所を有している。 (2)奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。	運転資金
			設備資金
			店舗改造資金
天理市	中小企業融資制度	(1)天理市に1年以上居住又は事業所を有している。 (2)奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。	運転資金
			設備資金
			店舗改造資金

- ・詳細については、各市町村商工担当課にお問い合わせください。
- ・利率等はH22.4.1現在のものです。金融情勢の変化により変更される場合があります。

限度額	融資利率 (固定金利)	融資期間等	償還方法	担保及び保証人	保証料率	取扱金融機関	申込先・取扱期間等
1500万円	年1.7%	5年以内 (内据置 6か月以内)	割賦	法人代表者以外の連 帯保証人は原則不要。 担保は必要に応じて	0.45~1.9% (70%を市が 補給)	南都銀行 りそな銀行 近畿大阪銀行 奈良信用金庫 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 中京銀行 第三銀行 京都銀行	奈良市商工労政課 (取扱金融機関経由 による代理申請も可) 取扱期間は、通年
1000万円		4年以内 (内据置 6か月以内)					
500万円	1年以内 (内据置 6か月以内)						
1250万円	年1.2%	5年以内 (内据置 6か月以内)		0.5%~2.2% (70%を市が 補給)			
1000万円		4年以内 (内据置 6か月以内)					
1000万円		4年以内 (内据置 6か月以内) 3年以内 (内据置 6か月以内)			不要		
600万円	年1.95% (0.9%を市 が補給)	5年以内	割賦	法人代表者以外は原 則不要。 ただし、実質経営者 営業許可名義人は連 帯保証人として必要。 担保は原則不要	0.45~1.9% (市全額負担)	南都銀行 関西アーバン銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 三菱東京UFJ銀行 紀陽銀行 の大和高田市内各支店	左記金融機関まで
1000万円		6年以内					
50万円	年2.475% (1%を市 が補給)	1年以内	割賦	法人代表者以外は原 則不要。 ただし、実質経営者 営業許可名義人は連 帯保証人として必要。 担保は原則不要	0.45~1.9% (市全額負担)	南都銀行 の大和高田市内各支店	左記金融機関まで
700万円	短期 (1年以内) 年2.475%	3年以内	割賦	法人代表者以外は原 則不要。 担保は必要に応じて。	0.45~1.9% (市全額負担)	南都銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 奈良信用金庫 京都銀行 の大和郡山市内各支店	左記金融機関まで (受付期間H22.4.1 ~H23.3.31)
700万円	長期 (1年超) 年1.950% (2%以上の 場合のみ 1%を市 が補給)	4年以内					
1000万円		7年以内 (内据置 6か月以内)					
500万円	年1.95% (0.975%を 市が補給)	4年以内 (内据置 6か月以内)	割賦	法人代表者以外は原 則不要。 担保は必要に応じて。	市全額負担	南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 中京銀行 奈良信用金庫 の天理市内各支店	左記金融機関まで
500万円							
1500万円		7年以内 (ただし、融資 500万円以下 の場合は、4年 以内) (内据置 6か月以内)					

市町村名	制度名	対象者(市町村税に滞納のない者)	資金使途
檀原市	特別小口融資制度	(1)個人...檀原市に引き続き1年以上住所を有している。 法人...檀原市に引き続き1年以上事業所を有している。 (2)引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 (3)奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 (4)この制度に係る債務が無いこと。	運転資金 設備資金
	緊急融資制度	(1)個人...檀原市に引き続き1年以上住所を有している。 法人...檀原市に引き続き1年以上事業所を有している。 (2)引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 (3)奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 (4)この制度に係る債務が無いこと。	運転資金 設備資金
桜井市	中小企業融資保証制度	(1)個人事業主...桜井市に引き続き6か月以上住所を有している。 法人...桜井市に6か月以上事業所を有している。 (2)事業を6か月以上継続して経営している。	運転資金 設備資金
五條市	中小企業資金融資保証 特別小口資金	(1)個人...市内に引き続き6か月以上住所を有している。 法人...市内に引き続き6か月以上事業所を有している。 (2)奈良県信用保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる中小企業であること。 (3)引き続き6か月以上同一事業を行っていること。	事業資金
	中小企業資金融資保証 緊急特別小口	(1)個人...市内に引き続き6か月以上住所を有している。 法人...市内に引き続き6か月以上事業所を有している。 (2)奈良県信用保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる中小企業であること。 (3)引き続き6か月以上同一事業を行っていること。	
御所市	中小企業資金融資制度	(1)奈良県信用保証協会の普通融資保証制度の融資保証を受けることができるもの。 (2)御所市に引き続き6ヶ月以上住所又は事業所を有し、かつ、同一事業を経営しているもので、今後もその事業を継続して営むことが確実であること。 (3)この制度に係る融資の債務がないこと。 (4)この制度に係る融資の連帯保証人になっていないこと。 (5)許可、認可等を必要とする業種については、その許可、認可をうけていること。 (6)銀行取引停止処分を受けていないこと。 (7)金融機関から融資を受け、その返済を滞納していないこと。 (8)保証協会に代位弁済をされていないこと。	運転資金 設備資金
生駒市	中小企業融資制度	(1)生駒市に1年以上居住又は事業所を有している。 (2)奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 (3)その他、市が定める要件等を満たすもの。	運転資金 設備資金
香芝市	中小企業資金融資制度	(1)法人...香芝市に1年以上事業所(本店)を有し、1年以上同一事業を引き続き経営している。 個人...香芝市に1年以上居住し、1年以上同一事業を引き続き経営している (2)奈良県信用保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができるもの。	運転資金 設備資金
	新規創業資金融資 利子補給金交付制度	(1)法人...香芝市に主たる事務所が所在 個人...香芝市に住所を有している (2)香芝市において事業を営むために、次に掲げる種類の資金に係る融資制度を利用された方 ・奈良県中小企業融資制度の創業支援資金 ・日本政策金融金庫(国民生活事業)の新規開業資金 ・日本政策金融金庫(国民生活事業)の女性、若者/シニア起業家資金	
葛城市	中小企業融資制度	(1)葛城市に1年以上居住又は事業所を有している。 (2)奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。	運転資金
			設備資金

限度額	融資利率 (固定金利)	融資期間等	償還方法	担保及び保証人	保証料率	取扱金融機関	申込先・取扱期間等
1 000万円	年1.36%	4年以内 (500万円を超える設備資金は5年以内) (内据置6か月以内)	原則として 元金均等の 月賦償還	法人代表者以外は原則不要 (但し、保証協会が必要と認めた場合は連帯保証人要) 担保は必要に応じて	市全額負担	南 都 銀 行 大 和 信 用 金 庫 り そ な 銀 行 奈良中央信用金庫 の橿原市内各支店	左記金融機関まで
200万円	年0.97%	3年以内 (内据置6か月以内)	原則として 元金均等の 月賦償還	法人代表者以外は原則不要 (但し、保証協会が必要と認めた場合は連帯保証人要) 担保は必要に応じて	市全額負担	南 都 銀 行 大 和 信 用 金 庫 り そ な 銀 行 奈良中央信用金庫 の橿原市内各支店	左記金融機関まで (受付期間H22.1.1 ~ H23.3.31)
700万円	年1.95% (1.1%を市が補給)	5年以内 (内据置6か月以内)	毎月元金 均等分割 返済	法人代表者以外は原則不要。 無担保。	0.45~1.9% (70%を市が補給)	第 三 銀 行 中 京 銀 行 南 都 銀 行 り そ な 銀 行 大 和 信 用 金 庫 の桜井市内各本支店	桜井市商工振興課
300万円	年1.95%	3年以内 (内据置6か月以内)	-	奈良県信用保証協会の保証を要す。 担保は必要に応じて	0.45~1.9% (市全額負担)	南 都 銀 行	左記金融機関まで
200万円	年2.475%	1年以内 (内据置6か月以内)					
700万円	年1.95%	5年以内 (内据置期間6か月以内)	分割償還	法人代表者以外は原則不要	市全額負担	南 都 銀 行 の御所市内3支店	御所市観光振興課商工係
1 000万円 *ただし、企業立地促進事業補助金制度利用者は3,000万円	年1.95%	7年以内 (ただし、融資額500万円以下の場合は、4年以内) (内据置6か月以内)	毎月元金 均等分割 返済	法人代表者以外は原則不要(別途、必要に応じて保証協会が求める場合あり)	0.45~1.9% (2分の1を本人負担とし、その残額を市が負担する)	南 都 銀 行 京 都 銀 行 り そ な 銀 行 奈 良 信 用 金 庫 大 和 信 用 金 庫 の 県 内 各 本 店 ま た は 支 店	左記金融機関まで (取扱期間H22.4.1 ~ H23.3.31)
500万	年1.95% (0.95% 市が利子補給)	4年以内	割 賦	法人代表者以外は原則不要	0.45~1.9% (70%を市が補給)	南 都 銀 行 大 和 信 用 金 庫 奈 良 中 央 信 用 金 庫 の香芝市内各支店	左記金融機関まで
1 000万		5年以内 (内据置6か月以内)					
1 500万円	融資に係る約定利率の1/2に相当する率(但し、1.5%を限度)で算定した額の範囲内で市長が定める額を交付	-	-	-	-	-	-
500万円	年1.95% (0.95%を市が補給)	4年以内	割 賦	法人代表者以外は原則不要。 無担保	0.45~1.9% (70%を市が補給)	南 都 銀 行 大 和 信 用 金 庫 奈 良 中 央 信 用 金 庫 の葛城市内及び覚書締結支店	左記金融機関まで (受付期間H22.6.1 ~ H23.3.31)
1 000万円		5年以内 (内据置6か月以内)					

市町村名	制度名	対象者(市町村税に滞納のない者)	資金使途
平群町	中小企業小口融資	(1)平群町内に1年以上居住している(住民基本台帳に登録されている)。 (2)平群町内に事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいるもの。(但し、遊興、娯楽等興行的業種を除く) (3)奈良県信用保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができるもの。 (4)この制度による融資の債務がないこと。 (5)この制度の保証人になっていないもの。	運転資金 設備資金 店舗改造 資金
	商工業者債務保証料補給	(1)平群町内に1年以上居住し(住民基本台帳に登録されていること)独立して商工業を営む個人及び法人。 (2)奈良県信用保証協会の保証制度による債務保証を受けたもの。	-
三郷町	中小企業借入金信用保証料補給金交付	(1)三郷町内に住所を有している。 (2)奈良県信用保証協会の保証する融資を受けている。	-
斑鳩町	商工業者債務保証料補給	(1)斑鳩町内に住所及び事業所等を有している。 (2)奈良県信用保証協会の債務保証をうけた商工業者。	-
田原本町	中小企業資金融資制度	(1)田原本町に1年以上在住(住民基本台帳に登録されている) (2)田原本町に事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいる(ただし遊興・娯楽等の興行的業種を除く) (3)奈良県信用保証協会の普通保証制度を受けることができるもの。 (4)この制度による融資の債務がないこと。 (5)この制度の保証人になっていないもの。	運転資金 設備資金 店舗改造 資金
明日香村	中小企業資金融資制度	(1)明日香村に1年以上住居し、かつ、村内に事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいるもの。 (2)奈良県信用保証協会より普通保証制度の信用保証を受けることができるもの。 (3)この制度による融資の債務がないこと。 (4)この制度の保証人になっていないもの。 (5)明日香村商工会会員であること。	運転資金 設備資金 店舗改造 資金
広陵町	中小企業債務保証料補給規則	(1)広陵町に住所を有する個人若しくは事業所を有する法人。 (2)6か月以上同一の事業を継続して営んでいる。 (3)「無担保無保証人特別小口融資保証制度」「県小規模事業者小口融資制度」「県短期経営安定資金融資保証制度」「県小規模事業者小口簡易資金融資保証制度」を利用しているもの。	-

限度額	融資利率 (固定金利)	融資期間等	償還方法	担保及び保証人	保証料率	取扱金融機関	申込先・取扱期間等
500万円	年1.95% (1%を町が補給)	4年以内 (据置 6か月以内)	月賦	法人代表者以外は原則不要	信用保証協会が決定	南都銀行 平群支店 平群北支店 奈良中央信用金庫 平群支店 奈良信用金庫 龍田川支店	平群町経済建設課 (受付期間H22.4.1 ~ H23.3.31) (申請多数の場合は 受付順)
-	-	-	-	-	町が5万円を 限度に補給	-	平群町経済建設課 (保証協会の保証制 度により委託契約した 日の翌日から12か月 以内の申請者に限る。) (申請多数の場合は 予算の範囲内におい て補給)
保証金額 1,000万円	-	-	-	-	町が10万円を 限度に補給	-	三郷町建設経済課 (申請は保証協会の 保証制度により委託 契約した日の翌日か ら6か月以内)
保証金額 500万円	-	-	-	-	町が10万円を 限度に補給	-	斑鳩町観光産業課 (申請は保証契約か ら6か月以内)
700万円	年1.95% (0.975% 町が利子 補給)	6年以内 (内据置 6か月以内)	元金均等の 月賦償還	法人代表者以外は原則不要	0.45~1.9% (町全額負担)	南都銀行 奈良中央信用金庫 の田原本町内本支店	左記金融機関まで (受付期間H22.5.7 ~ H23.2.4)
1,000万円	年2.5% (1%を 村が補給)	4年以内 (内据置期間 6か月以内)	原則として 元金均等の 月賦償還	原則不要	0.45%~1.9% (村全額負担)	南都銀行 明日香支店 高取支店 神宮前支店 大和信用金庫 橿原支店	明日香村商工会
-	-	-	-	-	15万円を限度 に町が補給	-	広陵町地域振興課 (申請は保証契約か ら6か月以内)

問い合わせ先

各市町村商工担当課

(P107~109, 20)

設備貸与制度 割賦・リース

趣旨・目的

この制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、企業が創業や経営基盤の強化に必要な設備を導入するにあたり、自己資金の調達が困難であるとき、企業に代わり当センターが設備を購入して企業者に一定期間貸与するもので、割賦とリースの2つの制度があります。

概要

1. 対象企業

対象企業は、以下に掲げる条件を備えていることが必要です。

- (1) 奈良県内に工場又は事業所を有する企業、又は有する見込みのある企業であること。
- (2) 次に掲げる業種に属する事業に係る設備の導入のために、設備貸与制度を利用しようとする企業でないこと。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業に該当する業種
公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種
、 以外にも一部対象外業種があります。
- (3) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下の企業であること。
- (4) 割賦料又はリース料の返済が企業の将来性等からみて確実であると認められること。
- (5) 許可や証明等が必要な業種にあつては、それらを確実に受けられる企業であること。

2. 制度の条件等

- (1) 限度額 設備価格が一企業、一事業年度100万円以上6,000万円以下
- (2) 貸与期間 割賦制度：原則として7年（公害防止施設については12年まで）
リース制度；3年（36ヵ月）～7年（84ヵ月）
- (3) 損料(利率)等 割賦制度：年2.50%（設備価格の残高に対してかかります）
リース制度；リース期間に応じ、2.990%～1.392%
損料等は変わることがあります。
- (4) 返済方法 約束手形による返済となります。
割賦制度：半年賦払
リース制度；毎月均等払
- (5) 保証金 割賦制度：設備価格の10%を契約時に預かり、最終支払回に充当します。
リース制度；必要ありません。
- (6) 違約金 支払期日に返済されないときは、年10.75%の割合で違約金が必要となります。
- (7) 連帯保証人 原則として、企業の代表者の方のみで申し込み可能です。

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 金融支援課 金融支援係

TEL：0742-36-8311(P109, 22)

設備資金貸付制度

趣旨・目的

この制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、企業が創業や経営基盤の強化に必要な設備を導入するにあたり、無利子の長期設備資金を貸し付けし、創業及び経営基盤の強化を促進するための制度です。

概要

1. 対象企業

対象企業は、以下に掲げる条件を備えていることが必要です。

- (1) 奈良県内に工場又は事業所を有する企業、又は有する見込みのある企業であること。
- (2) 次に掲げる業種に属する事業に係る設備の導入のために、設備資金貸付制度を利用しようとする企業でないこと。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業に該当する業種
公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種
、 以外にも一部対象外業種があります。
- (3) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下の企業であること。
- (4) 対象設備の導入に要する資金の調達について、本制度によることが適当と認められる企業で貸付金の返済が将来性等からみて確実であると認められること。
- (5) 許可や証明等が必要な業種にあつては、それらを確実に受けられる企業であること。

2. 制度の条件等

- (1) 貸付金額
 - 一般貸付 50万円～4,000万円（貸付割合：1/2以内）
 - 創業1年未満 25万円～4,000万円（貸付割合：1/2以内）
 - 創業1～5年 50万円～6,000万円（貸付割合：1/2以内）
 - 承認された経営革新計画の事業等66万円～6,000万円（貸付割合：2/3以内）
- (2) 貸付期間
 - 1年据置6年以内均等半年賦償還（計7年）原則
 - 1年据置4年以内均等半年賦償還（計5年）建設機械等の場合
 - 1年据置11年以内均等半年賦償還（計12年）小規模企業者等設備導入資金助成法第5条ただし書に記載の公害防止施設を設置する場合に限る
- (3) 貸付利率 無利子
- (4) 返済方法等 約束手形により返済していただきます。
- (5) 連帯保証人及び不動産担保について
借受企業は連帯保証人及び不動産担保を提供していただきます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 金融支援課 金融支援係

TEL：0742-36-8311(P109, 22)

日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内

趣旨・目的

日本政策金融公庫 国民生活事業は、一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難な小企業をはじめとする国民のみなさまが必要とする資金を供給することによって、国民経済の健全な発展と公衆衛生などの国民生活の向上に寄与することを目的としています。

概要

主な融資は次のとおりです。各融資制度をご利用いただくには必要な要件がありますので、詳しくは日本政策金融公庫国民生活事業の窓口にお問い合わせ下さい。

制度名	制度の概要	融資額	返済期間
新創業融資制度	新たに事業を始める方や事業開始後で税務申告を2期終えていない方向けの無担保・無保証人の融資制度です。	1,000万円以内	設備 7年以内 運転 5年以内
新規開業資金 (新企業育成貸付)	新たに事業を始める方や、事業開始後おおむね5年以内の方にご利用いただけます。	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	設備 15年以内 運転 5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
女性、若者/シニア起業家資金 (新企業育成貸付)	女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方にご利用いただけます。	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	設備 15年以内 運転 5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
マル経融資 (経営改善貸付)	商工会議所や商工会などの実施する経営指導を受けている小規模事業者の方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方が無担保・無保証人でご利用いただけます。	1,500万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内
財務向上サポート資金 (企業活力強化貸付)	経営利益が赤字であるなど一定の要件に該当する方であって、生産能力拡大のための取組などを行うことにより、収益性の向上が見込まれる方にご利用いただけます。	1,500万円以内	設備 10年以内 (特に必要な場合は15年以内) 運転 5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
経営環境変化資金 (セーフティネット貸付)	社会的、経済的環境の変化などにより、売上が減少するなど業況が悪化している方にご利用いただけます。	4,800万円以内	設備 15年以内 運転 5年以内 (特に必要な場合は8年以内)
金融環境変化資金 (セーフティネット貸付)	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方にご利用いただけます。	別枠 4,000万円以内	設備 15年以内 運転 5年以内 (特に必要な場合は8年以内)
取引企業倒産対応資金 (セーフティネット貸付)	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方にご利用いただけます。	別枠 3,000万円以内	5年以内 (特に必要な場合は8年以内)

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

TEL : 0742-23-8041(P111, 35)

日本政策金融公庫 中小企業事業のご案内

趣旨・目的

日本政策金融公庫 中小企業事業は、国の中小企業政策に基づいて長期資金の供給を行い、中小企業の皆様の成長・発展を支援しています。

概要

主な融資は次のとおりです。詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせ下さい。

制度名・資金名	ご利用いただけるかた(概要)	融資限度 (特別利率適用 限度)	融資期間 (最長)
新事業活動促進 資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「農商工等連携計画」及び「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など	7億2千万円 (2億7千万円)	<固定金利型> 設備 20年 運転 7年
			<成功払い型> 7年
企業活力強化資 金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備 20年 運転 7年
IT 活用促進資金	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円 (2億7千万円)	設備 15年 運転 7年
地域活性化・雇 用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けた方、地方公共団体が推進する施策に基づき事業を行う方など	7億2千万円 (5億4千万円)	設備 20年 運転 7年
環境・エネルギー 対策資金	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円 (4億円)	設備 15年 運転 7年
経営環境変化対 応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	7億2千万円	設備 15年 運転 8年
金融環境変化対 応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	3億円(別枠)	設備 15年 運転 8年

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫 奈良支店 中小企業事業

TEL : 0742-35-9910(P111, 34)

奈良県信用保証協会による信用保証

趣旨・目的

信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的な保証人となる機関です。万一、債務者である中小企業者が返済できなくなった場合、信用保証協会が代わりに借入金を返済します。その後、当該中小企業者は、信用保証協会が金融機関に返済した分を、信用保証協会に返済することになっています。

概要

1. 対象者

資本金3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下、または従業員300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下で、県内において住所または事業所がある中小企業者。

2. 主な保証制度

制度名	保証対象資金・概要	保証限度額	保証期間	保証料率
普通融資保証	経営維持・発展のための事業資金	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	「基本保証料」
当座貸越	一定限度のなかで反復、継続する借入	2億8,000万円	2年以内	「当貸・カード」
カードローン	一定限度の中で反復、継続するカードでの借入	2,000万円	2年以内	「当貸・カード」
小口零細企業保証	小規模事業者のための事業資金	1,250万円	10年以内	「小口零細」
セーフティネット 保証	不況業種企業等の経営安定のための 資金	2億8,000万円	10年以内	年 0.9%
				年 0.8%
全国緊急保証（5号）				年 0.8%
流動資産担保保証 （ABL）	売掛債権・棚卸資産を担保とする保証 （融資金額の80%が保証金額）	2億円	1年以内	年 0.68%
創業等関連保証	新たに事業を開始するための資金	1,500万円	10年以内	年 1.0%
再挑戦支援保証 （再チャレンジ）	過去に事業を廃止した者が、再度事 業を開始する場合の資金	1,000万円	10年以内	年 1.0%

上記以外にも目的にあわせて各種の制度があります。

3. 信用保証料

経営状況に応じて下表の9段階になります。（融資金額に対する年率）

区分									
基本保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
当貸・カード	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
小口零細	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

国が推進する「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している会社は、0.1%の割引を行います。

問い合わせ先

奈良県信用保証協会 本店
高田支店

TEL：0742-33-0552（P111，32）
TEL：0745-22-9551（P111，33）

創業塾・創業ゼミ

趣旨・目的

創業への夢をお持ちの方、創業準備に入っている方、創業後間もない方、事業承継・事業転換予定の経営者の方に対し、夢を実現するためのサクセスプランづくりを学んでいただく「創業塾」・「創業ゼミ」を実施しています。

概要

1. 創業塾

創業を目指す方、開業後間もない方を対象に、経営にかかる具体的な知識を習得、事業計画の作成を支援するため、30時間程度の短期集中セミナーを開催します。

[対象] サラリーマン、学生、主婦など創業準備中の方や、将来、創業を考えている方で、やる気のある方であれば、性別、年齢にかかわらず、どなたでも参加できます。一部の地域では女性の方を対象にした女性創業塾も実施しています。

[費用] お一人 5,000円（消費税込み）

[講座の内容] 創業の心構え、創業に関する基礎知識、先輩创业者の体験談やマーケティング着眼法、ビジネスプラン作成方法など、創業に不可欠な内容を座学とグループワークで実践的に体得していただきます。

2. 創業ゼミ（奈良県商工連合会のみ）

実際に事業を起こそうと考えている方を対象に、実創業前の計画見直しのためのスクーリングと個別ワークにより、創業計画の成熟度アップを目指す少人数による講習会を開催します。

[対象] 具体的に創業を考えている方で、事業計画をお持ちの方であれば、どなたでも参加できます。

[費用] 無料

[講座の内容] 事業計画のブラッシュアップ、数値計画のシュミレーション、ビジネスプランプレゼンテーションなど事業の成功確率を高めるために不可欠な内容を座学と個別ワークにより体得していただきます。

問い合わせ先

商工会・商工会議所
奈良県商工会連合会

(P109～111, 28)
TEL : 0742-22-4411(P109, 27)

商工会・商工会議所による支援 (経営指導員等による相談・指導)

趣旨・目的

県内の商工会、商工会議所には経営指導員等が配置され、小規模事業者等に対して金融、税務、労働、取引、経理その他経営上のあらゆる分野についてきめ細かく相談に応じています。

概要

1. 対象者

中小企業者および創業を予定する方

2. 内容

この相談指導は、通常次のような方法で行われます。

[経営改善普及事業]

窓口相談 経営指導員が商工会や商工会議所の相談窓口で相談に応じます。

巡回相談 経営指導員が小規模事業者を個々に巡回して指導します。

創業相談 経営指導員が開業資金や会社設立の諸手続き等の相談に応じます。

集団指導 経営コンサルタント、大学教授、経営指導員等による講演会、講習会を開催して行います。

個別指導 税理士、公認会計士など専門家を招いて行います。

記帳指導 経営支援員等が相談・指導に応じます。

これらの相談内容などの秘密は固く守られます。

専門家派遣事業

趣旨・目的

中小企業者等が抱える様々な経営課題等に対してニーズに応じた登録専門家を派遣し、課題解決や経営改善の具体策を提案します。

概要

1. 利用条件

- (1) 経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者であること
- (2) 経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること
- (3) 専門家の派遣により支援の効果が期待できる状況であると判断されること

2. 費用

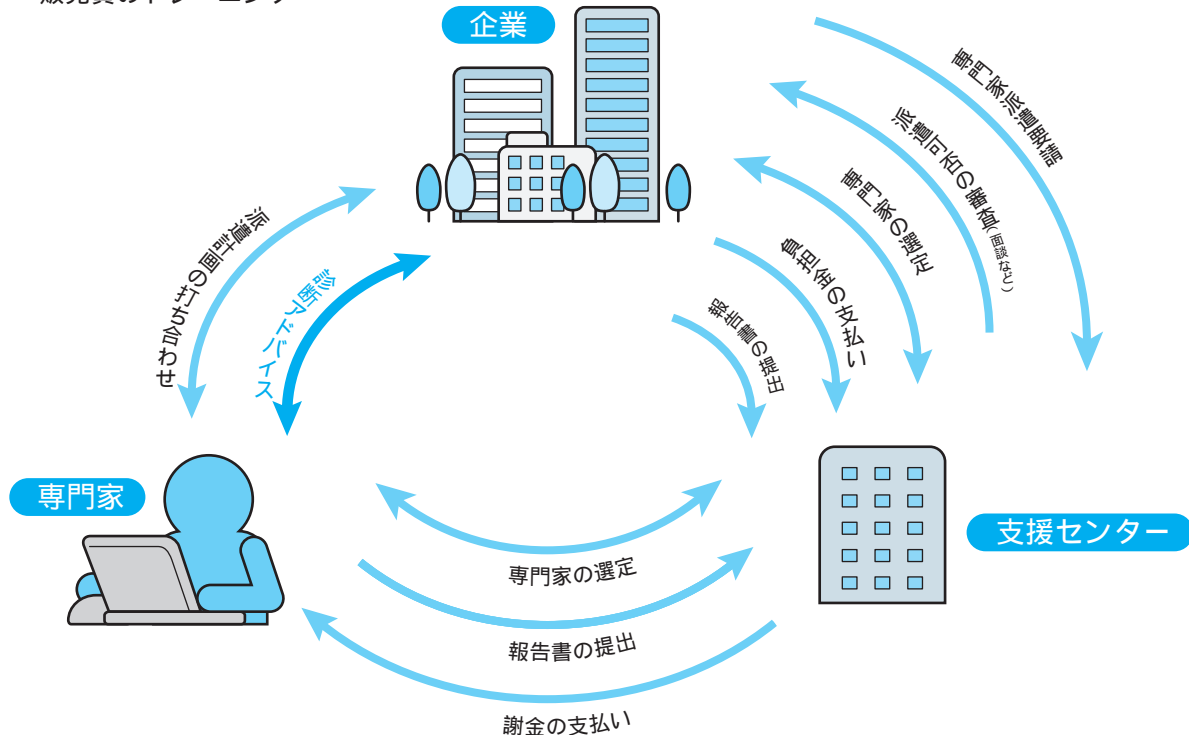
派遣に要する費用の1/2を負担いただきます。

* 1回(4時間程度)の単価12,000円、24,000円、36,000円、48,000円(専門家により異なります)の回数×1/2が自己負担になります。1企業への派遣は5回まで。

ただし、中小企業応援センター事業により、国の承認取得など高度・専門的な課題解決で専門家派遣を受けられる場合は、自己負担がない場合(3回上限)があります。

3. 実施例

- ・生産現場の改善
- ・新商品の売り出しのためのプロモーション
- ・販売員のトレーニング



問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL : 0742-36-8312(P109, 23)

中小企業応援センター事業

趣旨・目的

中小企業の日常的な経営支援に取り組む支援機関等の経営支援能力を補完・強化するため、その後方支援機関として中小企業応援センターを整備し、中小企業の(1)新事業展開、(2)創業、事業再生及び再チャレンジ、(3)事業承継、(4)ものづくり支援、(5)新たな経営手法への取組みといった高度・専門的な課題に対し、これら支援機関を通じた支援等を行うことにより、中小企業が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図るとともに、これを通じ、地域における支援機関の機能強化に資することを目的とします。

概要

1. 実施内容

中小企業の支援に関する専門的な知識、能力及び経験を有している者をコーディネーターとして実施機関が選定し、当該コーディネーターが中心となって、高度・専門的な課題に対応するための次に掲げる支援事業を実施します。

- (1) 専門家派遣事業：コーディネーターを中心に窓口相談や企業訪問による相談受付において、専門家を派遣することで効果が上がると見込まれる案件等を中心に、ハンズオン支援のできる専門家を派遣します。(1企業への派遣は原則3回まで。自己負担なし)
- (2) ビジネスセミナー・ビジネスマッチングの開催：「なら観光ビジネスカレッジ」、事業承継ゼミ等を実施します。
- (3) その他中小企業からの相談への対応：コーディネーターを中心にして窓口相談を実施するとともに必要に応じて専門家を活用して支援を行います。

2. 重点課題

(1) 地域資源活用・農商工連携

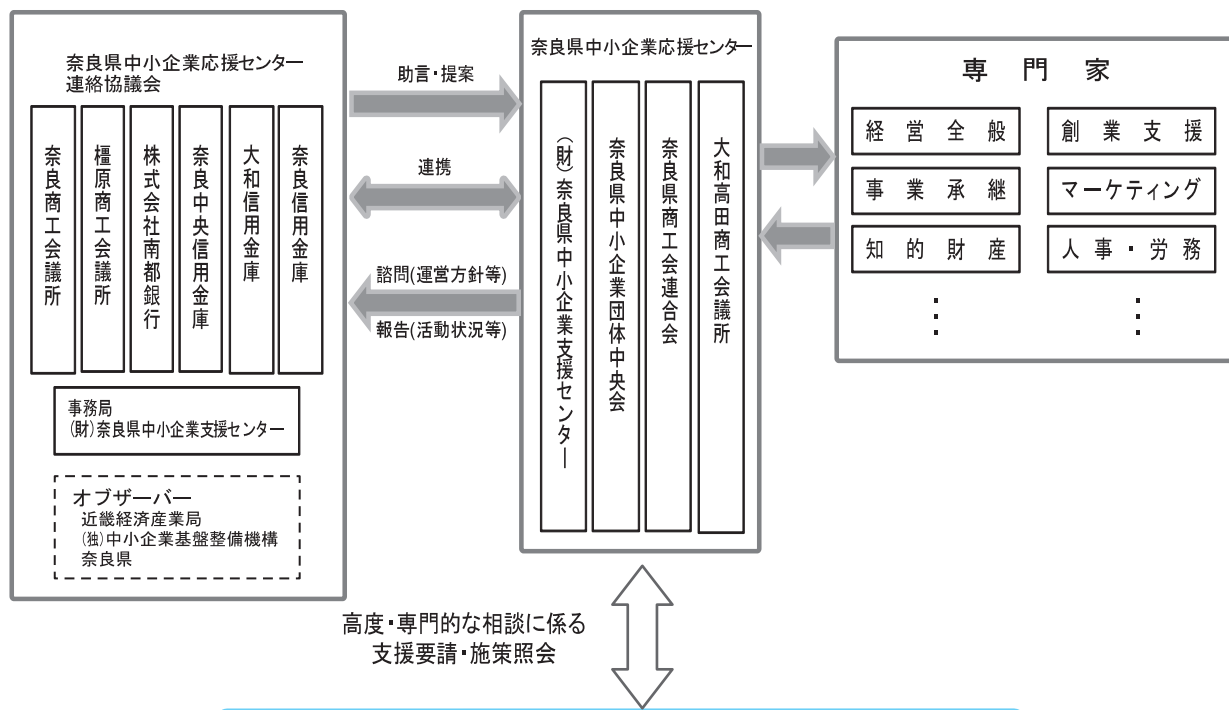
「なら観光ビジネスカレッジ」

当センターでは、奈良県商工会連合会と共同で、観光案件の地域資源活用事業や農商工等連携事業につなげるため、奈良観光を担う若手事業者等を対象に、研究会型セミナーを開催します。本セミナーを通じて地域資源活用・農商工連携の法認定・事業所マッチングの活用化を図ります。(6月～2月 開催予定)

(2) 事業承継支援

当センターでは他支援機関の協力を得て、事業承継に必要な準備をするための知識習得、ネットワーク構築のためのセミナーを開催します。(9月～2月 開催予定)

奈良県中小企業応援センター



県内の中小企業や他の支援機関等

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL : 0742-36-8312(P109 , 23)

窓口相談事業

趣旨・目的

(財)奈良県中小企業支援センターでは、創業・開業、経営革新、経営改善等あらゆる経営相談にお応えします。

概要

奈良相談室（奈良市柏木町129 - 1 なら産業活性化プラザ1F）

1. 相談員による窓口相談 無料

現在事業を営んでおられる方や事業を始めようと計画されている方が事業上の問題点や疑問点がある場合、事業計画に助言が欲しいとお考えのとき、相談できる体制を整えています。担当者が相談をお聞きし、支援策などのアドバイスもいたします。

さらに、専門的な相談や助言が必要であれば、「専門家」による相談・助言の制度もあります。詳細は、下記の2、または専門家派遣の頁をご覧ください。

2. 専門家による窓口相談 無料

上記1だけでなく、専門家からの助言を受けたいとお考えの方は、次の相談を受けていただけます。

(1) 法律相談：奈良弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。

原則第2・第4水曜日の15：00～17：00に実施しています（事前予約制）。

(2) 専門家による相談：中小企業診断士等が課題別相談に応じます。定期的に実施しています。

詳細についてはお問い合わせ下さい（予約優先）。

3. インターネット相談（メール相談室） 無料

創業、経営についての相談がオンラインによって手軽に行えます。ご質問には当センターの相談員が回答します。アドレスは、<http://www.nashien.or.jp/mail-soudan/index.html>です。

中南和相談室（大和高田市幸町2 - 33 奈良産業会館3F）

奈良相談室まで来られない方はぜひご利用ください。無料。

総合相談：毎週月曜日、13：00～18：00

金融相談：毎週火曜日及び第1、2木曜日、13：00～15：00

（事前予約制）

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL：0742-36-8312(P109, 23)

「J - NET21」 中小企業ビジネス支援ポータルサイト

趣旨・目的

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

概要

1. 対象となる方

中小企業に関する施策等の「情報」が必要な中小企業者等、中小企業支援担当者

2. ネットに掲載されている内容

起業する

創業を志す人向けに、業種別スタートアップガイドなど起業準備に必要なさまざまな情報を掲載しています。

事業を広げる

農商工連携、地域資源活用、新連携、販路開拓に関する情報を掲載しています。

経営をよくする

経営課題にこたえる Q&A や、元気な中小企業の成功事例、新しい環境規制に関する情報などを掲載しています。

支援情報・機関を知る

全国の支援機関の最新の施策情報やその施策を活用して成長を遂げた企業の事例などを掲載しています。

資金を調達する

数ある公的機関の資金・助成金情報のなかから、事業に適した施策が簡単に検索できます。

製品・技術を開発する

中小企業のモノづくりを支援する情報を提供しています。

経営自己診断システム

中小企業の方が、自社の財務情報等を入力すると、即時に財務状況と経営危険度を把握できます。

3. ご利用方法

J - Net21のホームページに今すぐアクセス！

<http://j-net21.smrj.go.jp>

中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) からアクセス可能です。

簡易な法人化で創業・起業を実現

概要

1. 対象者

個人（主婦・サラリーマン・離職者・高齢者等）

2. 内容

主婦やサラリーマン、企業をリタイアされた方や高齢者の方等の経験やノウハウを活かし、創業・起業される場合の簡易な法人組織として「企業組合制度」があります。

個人が創業する際に、会社にくらべて設立時の資本金が少額でも法人格を取得でき、有限責任のメリットを享受できるように考えられた、いわば簡易な会社ともいえるべき中小企業等協同組合法に基づく組合です。

4人以上の個人等が資本と労働を組合に集中して、組合員は組合の事業に従事し、組合自体がひとつの企業体となって経営活動を行う組合です。

企業組合は、組合員が共に働くという特色をもっています。

また、企業組合は会社や任意団体などと比べて、次のような特長をもっています。

- (1) 最低資本金制度が適用されません。
- (2) 税制上の優遇措置が適用されます。
- (3) 組合員には有限責任制度が適用されます。
- (4) 組合運営に対する発言権は平等です。
- (5) 事業に従事する組合員には勤労者としての地位が与えられます。
- (6) 営利追求できる組織です。
- (7) 国、行政庁や専門金融機関の支援を受けることができます。

*最近では、企業組合を設立し、地元特産品の開発、介護福祉、託児所開設、ソフトウェア開発、インターネットビジネス等を行う事例が全国的に広がっています。

やまと創業インキュベータ(奈良・大和高田)

趣旨・目的

やまと創業インキュベータは、スタートアップ期の起業家に対し、安価な賃貸スペースを提供するとともに、経営面でのマネージメントサポートを行い、その成長を促進することを目的とした施設です。

概要

1. 入居要件

以下に該当する方であれば、業種を問わずどなたでも募集の対象となります。

ただし、入居にあたってはビジネスプランの審査を受け、一定の基準をクリアしていただく必要があります。

新たに創業しようとしている方

創業間もない事業者（創業後3年以内）

異分野への進出に取り組む事業者

2. 施設

(1) 所在地

奈良 〒630-8301 奈良市高畑町102番地 奈良国際研修館3階

大和高田 〒635-0015 大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館4階

(2) 概要

入居室数 奈良7室（1室24㎡） 大和高田12室（16～55㎡） すべて個室

入居期間 原則1年（ただし最長3年まで延長可）

入居料金 1室あたりの月額（共益費含む）

1年目 500円/㎡

2年目 1000円/㎡

3年目 1500円/㎡

保証金、保証人は不要

インターネット回線の使用料・接続料は無料

個別の電気・電話料金は入居者負担（電話回線は入居者が独自に契約）

3. 支援内容

(1) インキュベーションマネージャーによる経営指導

(2) イベント・展示会等の開催案内

(3) 他のインキュベータ施設との交流、等

募集は随時行っております。ご希望の方は下記連絡先までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL : 0742-27-7005(P107, 9)

経営革新支援資金(奈良県中小企業融資制度)

【責任共有制度対象】

概要

1. 対象者

新たな取り組み（新商品・新役務の生産や開発、商品の新たな販売方式や役務の提供方式の導入等）により、経営の向上を図ろうとする中小企業者等で、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた者。

2. 融資条件

融資限度額	設備 2 000万円 運転 1 000万円
融資利率	年 1.835% (1)
融資期間	設備 7年以内（内据置1年以内） 運転 5年以内（内据置1年以内）
償還方法	割賦
担保・保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
保証料率	年 0.63%
取扱金融機関 (融資申込先)	商工中金奈良支店・南都銀行・りそな銀行・ 大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・ 近畿産業信用組合

(1) 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

3. 手続きの流れ

奈良県知事承認（県産業支援課） 融資申込（金融機関へ）・保証申込 審査 融資

認定については60ページ参照

問い合わせ先

承認申込 奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係
TEL：0742-27-7005(P107, 9)
その他 奈良県産業・雇用振興部 商工課 金融係
TEL：0742-27-8807(P107, 5)
各取扱金融機関
奈良県信用保証協会 TEL：0742-33-0552(P111, 32)

事業の共同化支援

概要

1. 対象者

中小企業者

2. 内容

中小企業が経営基盤の安定、新事業展開、経営革新を円滑に進めていくためには、組合にそれぞれの生産・販売・購入を一括集中させスケールメリットを発揮、お互いの経営資源を相互補完し連携していくことが必要です。

このような連携組織の代表的なものとして事業協同組合があります。事業協同組合は、組合員である中小企業者が行う事業に関して共同生産、共同販売、共同購入等を行う共同経済事業の他、開発資金や開発リスクを分散し、新たな分野への進出のための共同研究開発等が主な事業です。

事業協同組合のほか企業組合、協業組合等があり、次のような各種の支援・助成、金融・税制上の措置が受けられます。

(1) 支援・助成事業

奈良県中小企業団体中央会による

組合の設立、運営指導

組合の金融、経理、税務、流通、情報化、労働問題等に関する相談、研修会、セミナーの開催

各種調査、開発研究、研修事業等を行う組合への助成

(2) 金融上の措置

商工組合中央金庫等の政策金融機関による融資

中小企業基盤整備機構による高度化事業にかかる融資

(3) 税制上の措置

[法人税] 1 税率の軽減(法人66条、99条)...協同組合等

2 利用分量配当の損金算入(法人60条の2)...協同組合等

3 賦課金の仮受金経理(基通法 14-2-9)...協同組合等

[印紙税] 1 出資証券、定款、組合・組合員間の受取書の非課税

2 チケット発行事業のクーポン券の非課税...協同組合等

[登録免許税] 1 組合の設立、代表理事の変更その他当該組合の根拠法に基づく登記については非課税

[事業税] 1 特別法人として税率の軽減(地方72条の12)...協同組合等

2 収益事業以外の所得の非課税(地方72条の5)...非出資組合

[固定資産税] 1 事務所及び倉庫(敷地を除く)の非課税(地方348条の4)

経営革新支援事業

趣旨・目的

中小企業が現状から将来のあるべき姿に到達するために行う経営革新（新事業活動）を全業種にわたり幅広く支援します。（財）奈良県中小企業支援センター等産業支援機関と連携しつつ、経営革新に取り組む企業の発掘、計画策定への支援等を実施することにより、県内産業の振興を図ります。

概要

1. 対象者

事業内容や経営目標を盛り込んだ「経営革新計画（ビジネスプラン）」を作成し、都道府県の承認を受けた中小企業、組合等

2. 計画の内容

（1）新事業活動

新商品の開発又は生産

新役務の開発又は提供

商品の新たな生産又は販売の方式の導入

役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動

（2）経営目標

3年から5年先の経営目標として、付加価値額または従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ、経常利益が年率1%以上伸びる計画であること。

（3）支援内容

政府系金融機関による低利融資制度

信用保証の特例

県内金融機関を通して融資する経営革新支援資金

特許関係料金減免制度

販路開拓コーディネート事業

計画承認は支援措置を保证するものではありません

3. ご利用方法

「経営革新計画」を作成する必要がありますので、県産業支援課、（財）奈良県中小企業支援センター（73ページ参照）、商工会・商工会議所などにご相談ください。

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL：0742-27-7005（P107，9）

（財）奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL：0742-36-8312（P109，23）

商工会・商工会議所等

（P109～111，28）

奈良くらしくす製品開発等支援補助金

趣旨・目的

奈良県の産業の振興に向け、奈良の厳選された製品を発掘、育成、発信することで、奈良県の製品へのイメージアップを図り、販売促進につなげるとともに、県内企業の優れたものづくりへの機運醸成を図ることを目的とするものです。

概要

1. 対象者

「奈良くらしくす」を目指した製品開発・改良及びマーケティング調査・販路開拓事業を実施する個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体であって、原則として県内に住所又は主たる事業所を有する者

2. 奈良くらしくす製品の条件

使い手と作り手の双方が愛着を感じる、ロングセラーを目指す製品であること

安全で安心な素材を使った製品であること

首都圏の高感度な消費者に支持されている店舗（セレクトショップ）での販売や注目度の高い展示会等への出展が可能な製品であること

3. 支援内容

(1) 補助対象となる事業

商品開発・改良事業

- ・商品化のための開発設計事業
- ・商品化のための試作、改良、品質検査事業
- ・商品化のためのデザイン等の作成、改善事業
- ・その他の知事が適当と認めた事業

マーケティング調査、販路開拓事業

- ・新事業動向等調査事業
- ・販路開拓等に関する専門コンサルタントにより行う調査、指導及び研修事業
- ・その他マーケティング調査、販路開拓事業として知事が適当と認めた事業

(2) 補助金額

補助限度額 70万円

補助率 補助対象経費の1/2以内

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 商業振興課 消費振興係

TEL : 0742-27-5424(P107, 8)

リーディングカンパニー創設補助金

趣旨・目的

コア技術を有する県内中小企業者の新技術の開発や技術の向上及び活用に向けた事業に対し、開発・試作費等の必要な経費の一部を補助します。

概要

1. 対象者
優良なコア技術を活用した製品の製造および販売に実績を持つ中小の製造業者
2. 対象となる取り組み
新技術の開発・技術の向上及び活用など、新商品開発や新たなビジネスモデルの構築を目的とした技術に関する新たな取り組み
3. 補助内容（22年度）
採択予定件数：2件程度 補助率：2 / 3 補助金：上限500万円
（補助対象経費は750万円を上限とする）
4. 審査及び採択方法
1次審査（書類）を通過した事業計画を、2次審査（プレゼンテーション）で有識者が評価し、一定水準の評価を受けたものの中から、県が採択を決定します。
5. 募集時期
平成22年4月1日（木）～4月30日（金）

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL：0742-27-7005(P107, 9)

奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金

趣旨・目的

県内中小企業等が実施する新商品・新役務開発および販路開拓に向けた事業に対し、開発・試作費、プロモーション費用等の必要な経費の一部を補助します。

概要

1. 対象者
県内に事業所を有する中小企業者、事業組合、NPO、商工会議所、商工会、大学生等20代の若者
2. 対象となる取り組み
新商品・新役務開発、販路開拓および創業等の新たな取り組み
3. 補助内容（22年度）
採択予定件数：7件程度、補助率：2 / 3、補助金：上限200万円
（補助対象経費は300万円を上限とする）
4. 審査及び採択方法
1次審査（書類）を通過した事業計画を、2次審査（プレゼンテーション）で有識者が評価し、一定水準の評価を受けたものの中から、県が採択を決定します。
5. 募集時期
平成22年4月1日（木）～4月30日（金）

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL：0742-27-7005(P107, 9)

公募型研究開発事業の活用支援

趣旨・目的

新商品・新技術の開発、新事業の創出、販路開拓等を行おうとする中小企業に利用可能な公的支援制度を紹介し、応募・採択・実施の各段階の支援を行います。また、採択後も研究開発の促進や、製品の実用化・事業化を支援します。

概要

(財)奈良県中小企業支援センターが各課題に沿った公的支援制度を紹介、補助金獲得から事業化まで支援します。

<主な公的支援制度>

新連携支援事業(65, 66頁参照)

農商工等連携事業(66, 69頁参照)

地域資源活用プログラム(66, 68頁参照)

研究成果最適展開支援事業(A-STEP)、FSステージ
JST(科学技術振興機構)の事業。

・探索タイプ

企業化への視点に立脚して技術移転の可能性を探索する。

申請者：大学等の研究者

期間：1年

・シーズ顕在化タイプ

産学共同でシーズとしての可能性を検証する。

申請者：大学等と企業の共同申請

期間：1年

・起業検証タイプ

ベンチャー企業設立に向けた研究開発に先立ち、起業の可能性を検証する。

申請者：大学と側面支援機関との共同申請

期間：1年

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 新事業支援課 新事業支援係

TEL：0742-36-8313(P109, 24)

新連携対策事業

趣旨・目的

異分野の複数の中小企業者が、それぞれが持つ技術・ノウハウ等の「強み」を有効に組み合わせ、高付加価値の製品・サービスを創出する取組に対して行う支援です。

概要

事業化・市場化支援事業

<対象者>

2社以上の異分野の複数の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む方で、「中小企業新事業活動促進法」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者

<支援内容>

異分野の複数の中小企業者が連携して行う事業に必要な経費（連携規定作成・新商品開発・マーケティング等）の補助を受けることができます。

<補助金額>

1 認定事業計画当たり上限2,500万円（下限100万円）
（技術開発を伴う場合上限3000万円）

<補助率>

2 / 3 以内

<ご利用方法>

申請からの流れは以下のとおりです。

- (1) 近畿経済産業局へ公募期間中に申請書を提出。
- (2) 近畿経済産業局において、申請内容を審査し、採択先を決定。
- (3) 近畿経済産業局が、補助金の交付を決定。
- (4) 近畿経済産業局へ事業成果を報告。
- (5) 近畿経済産業局が補助金を交付。

事業化・市場化支援事業の補助金受給にあたっては、「中小企業新事業活動促進法」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けて頂く必要があります。認定を受けた企業に対しては補助金以外にも各種支援がございます（66・67ページ参照）。詳しくは、下記の各連絡先までご連絡ください。

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL：0742-27-7005(P107, 9)

(財)奈良県中小企業支援センター 新事業支援課 新事業支援係

TEL：0742-36-8313(P109, 24)

「新連携」「地域資源」「農商工連携」施策比較

	法 律	前提条件	事業主体	対 象
新 連 携	中小企業新事業活動促進法 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)	なし	事業分野を異にする 二以上の中小企業(有 機的に連携し、その 経営資源を有効活用 するもの)	以下の事業を行うことによ り、新たな事業分野の開拓 を図るもの ・新商品の開発又は生産 ・新役務の開発又は提供 ・商品の新たな生産又は販売 の方式の導入 ・役務の新たな提供の方式の 導入その他の新たな事業活 動
地 域 資 源	中小企業資源活用促進法 (中小企業による地域資源を 活用した事業活動の促進に 関する法律)	都道府県による基本 構想の認定(地域産 業資源 ⁽¹⁾ の指定)	中小企業(単独又は 共同)	地域産業資源を用いて行う 以下の事業(商品の生産地、 役務の提供地は地域産業資 源の指定地域に限定) ・商品の開発、生産又は需要 の開拓(農林水産物又は鉱 工業品) ・商品の開発、生産又は需要 の開拓、役務の開発、提供 又は需要の開拓(観光資源)
農 商 工 連 携	農商工等連携促進法 (中小企業者と農林漁業者と の連携による事業活動の促 進に関する法律)	なし	農林漁業者と中小企 業者(各一以上、有 機的に連携しその経 営資源を有効活用す るもの)	以下の事業 ・新商品の開発、生産又は需 要の開拓 ・新役務の開発、提供又は需 要の開拓

(1) 「地域産業資源」とは、以下のいずれかのもので、県が策定する「基本構想」によって指定されているものです。

地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品

地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術

文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

(2) 新連携に関する補助金についての詳細は65ページをご参照ください

(3) 地域資源に関する補助金についての詳細は68ページをご参照ください

(4) 農商工連携に関する補助金についての詳細は69ページをご参照ください

事業性等 評価基準	主な支援内容	
	認定前	認定後
<ul style="list-style-type: none"> 持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能 一定の利益を上げる 	<ul style="list-style-type: none"> 新事業創出支援事業 中小企業基盤整備機構の各支部に相談窓口を設置。マーケティング等に精通した専門家が事業段階に応じ、計画認定前においてはその策定のアドバイス、認定後においては市場調査、商品企画、試作品開発、販路開拓等についてアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> 新事業創出支援事業 補助金⁽²⁾ 新商品開発、マーケティング等の経費の一部を補助(上限3,000万円、2/3以内) 融資 政府系金融機関による低利融資制度、中小機構と都道府県の協力による設備資金のための高度化融資(無利子) 信用保証の特例 普通保証、無担保保証の別枠化、新事業開拓保証の限度枠拡大
<ul style="list-style-type: none"> 売上高目標：総売上高の5%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 新事業創出支援事業 中小企業基盤整備機構の各支部に相談窓口を設置。マーケティング等に精通した専門家が事業段階に応じ、計画認定前においてはその策定のアドバイス、認定後においては市場調査、商品企画、試作品開発、販路開拓等についてアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> 新事業創出支援事業 補助金⁽³⁾ 新商品開発、市場調査、試作品開発等の経費の一部を補助(上限3,000万円、2/3以内) 融資 政府系金融機関による低利融資制度 信用保証の特例 普通保証、無担保保証等の別枠化、新事業開拓保証の限度枠拡大、食品流通構造改善促進機構による債務保証等 設備投資減税 事業計画に基づく設備投資額に対する所得税・法人税の特別償却等 中小企業投資育成株式会社の特例 事業計画に基づく新規投資事業の対象の拡大
<ul style="list-style-type: none"> 売上高目標：総売上高の5%以上 付加価値目標：5%以上の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 新事業創出支援事業 中小企業基盤整備機構の各支部に相談窓口を設置。マーケティング等に精通した専門家が事業段階に応じ、計画認定前においてはその策定のアドバイス、認定後においては市場調査、商品企画、試作品開発、販路開拓等についてアドバイス 補助金⁽⁴⁾ 連携体構築に資する規約の作成、コンサルタント等に係る経費を補助(上限500万円、2/3以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 新事業創出支援事業 補助金⁽⁴⁾ 新商品開発、マーケティング等の経費の一部を補助(上限3,000万円、2/3以内) 融資 政府系金融機関による低利融資制度 信用保証の特例 普通保証、無担保保証の別枠化、新事業開拓保証の限度枠拡大、食品流通構造改善促進機構による債務保証等 設備投資減税 事業計画に基づく設備投資額に対する所得税・法人税の特別償却等 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 設備資金貸付の貸付割合を引き上げ 農業改良資金等の特例 中小企業者への貸付対象拡大、農業改良資金等の償還期間及び据置期間の延長

地域資源活用新事業展開支援事業

趣旨・目的

地域の優れた資源を活用した新商品、新サービスの開発・販売の取組に対して、売れる商品づくりや地域発のブランド構築の実現を目指すための補助金です。

概要

1. 地域資源活用売れる商品づくり支援事業

<対象企業>

中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者。

<支援内容>

地域資源を活用して行う新規性の高い商品・サービスの開発や販路開拓等の取組に対し、市場調査、試作品開発、展示会出展等に係る経費の一部を補助します。

- ・補助金額：1 認定事業計画当たり3 000万円（下限100万円）
- ・補助率：2 / 3 以内
- ・募集期間：時期未定（中小企業庁ホームページにてお知らせします）

2. 地域資源活用販路開拓等支援事業

<対象企業>

地域資源を活用した商品・サービスの販路開拓等に取り組む組合、公益法人等。

<支援内容>

地域資源を活用した商品、サービスの改良や販路開拓等の取組に対し、市場調査、試作品改良、展示会出展等に係る経費の一部を補助します。

- ・補助金額：上限1,000万円
- ・補助率：1 / 2 以内
- ・募集期間：時期未定（中小企業庁ホームページにてお知らせします）

地域資源活用売れる商品支援事業の補助金受給に当たっては、「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けて頂く必要があります。認定を受けた企業に対しては補助金以外にも各種支援がございます（66・67ページ参照）。詳しくは、下記の各連絡先までご連絡ください。

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL：0742-27-7005(P107, 9)

(財)奈良県中小企業支援センター 新事業支援課 新事業支援係

TEL：0742-36-8313(P109, 24)

農商工連携対策支援事業

趣旨・目的

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発、需要の開拓等を行う取組に対する支援です。

概要

1. 事業化・市場化支援事業

<対象者>

「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者¹

<支援内容>

連携体が行う新商品開発（製品・サービス）に係る試作、実験、研究会、マーケティング、市場調査等にかかる経費を補助します

<補助金額>

1 事業あたり上限2,500万円（下限100万円）

（技術開発を伴う場合上限3,000万円）

<補助率>

2 / 3 以内

2. 連携体構築支援事業

<対象者>

2以上の中小企業者を含む連携体（農林漁業を行う中小企業者と農林漁業以外の事業を行う中小企業者がそれぞれ1以上存在する。）

<支援内容>

連携体構築に資する規定の作成、コンサルタント等に係る経費を補助します

<補助金額>

1 事業あたり上限500万円

<補助率>

2 / 3 以内

1 1.については、農商工等連携促進に基づき、「農商工連携事業計画」の認定を受けて頂く必要があります。認定を受けた企業に対しては補助金以外にも各種支援がございます（66・67ページ参照）。詳しくは下記の各連絡先のいずれかにお問い合わせください。

2 県では、21年度から「なら農商工連携ファンド助成金」も実施しております。詳しくは70ページをご参照ください。

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL：0742-27-7005（P107，9）

（財）奈良県中小企業支援センター 新事業支援課 新事業支援係

TEL：0742-36-8313（P109，24）

なら農商工連携ファンド助成金

趣旨・目的

県内の中小企業者と農林漁業者が連携して取り組む新商品・新役務開発および販路開拓に向けた事業に対し、必要な経費の一部を助成します。

概要

1. 対象者
県内に事業所を有する中小企業者等と農林漁業者との連携体
2. 支援内容
 - (1) 対象事業
新商品・新役務開発・販路開拓事業
 - (2) 対象経費
新商品・新役務開発
専門家謝金、旅費、開発・試作費（原材料費、リース料、実験費等）等
販路開拓
専門家謝金、旅費、事業費（会場借料、印刷製本費等）等
 - (3) 助成金額
最長3年間で上限1千万円（単年度は400万円）
 - (4) 助成率
2 / 3以内
3. 採択における審査基準
新規性・優位性、事業の成長性、事業内容の的確性、事業遂行能力

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL : 0742-36-8312(P109 , 23)

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL : 0742-27-7005(P107 , 9)

商工会(奈良県商工会連合会)・商工会議所 による支援(その他の高度・専門的な支援)

趣旨・目的

近年の多様化・高度化する事業者の支援ニーズに対応し、さらなる経営力向上を支援するため、県内の商工会、商工会議所、奈良県商工会連合会では、県内全域の事業者を対象に様々な支援事業を実施しています。以下に、奈良県商工会連合会、奈良商工会議所の実施事業の一部をご紹介します。

概要

1. 奈良県商工会連合会による支援の一例

[経営品質向上研究会 (ベンチマーク研究会)]

県下事業所の経営者・経営幹部・後継者の方などを対象に、自社企業の付加価値向上に必要なポイントを学んでいただき、新規事業の創出、新顧客創造の実現の一助としていただくための参加型研究会です。具体的な事業所ベストプラクティス事例(ベンチマーク)を紹介しながら、講師からの一方通行の講義ではなく、受講者同士のディスカッションの時間も設定した内容となっております。

[I S O 認証取得支援]

I S O 認証 [I S O 9001 及び I S O 14001] 取得を目指す事業所を対象に、導入計画、マニュアル作成、審査登録準備、認証取得後のフォローに至るまで一貫した支援を地元商工会と連携しながら実施します。また、維持支援についても商工会連合会の専門スタッフが責任をもって対応します。

2. 奈良商工会議所による支援の一例

[奈良県中小企業再生支援協議会]

過剰債務等により経営状況が悪化しているが財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者の方を対象に、常駐の経験豊かな専門家が、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。

また、事例によっては、再生計画の策定や金融機関など関係者間の調整をお手伝いします。

県内の商工会・商工会議所、奈良県商工会連合会ではこの他にも多様な支援を実施しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

奈良県商工会連合会管理指導課
奈良商工会議所
商工会・商工会議所

TEL : 0742-22-4412(P109 , 27)
TEL : 0742-26-6222(P109 , 28)
(P109 ~ 111 , 28)

奈良県中小企業団体中央会による支援 (組合等に対する相談・指導・支援)

趣旨・目的

中小企業団体中央会は、業界を網羅する県域経済団体として、県下中小企業者による組織化をはじめ既存組合の指導・支援のみならず、中小企業の連携による新たなビジネスの創出のための連携支援を行っております。

概要

1. 組合等の指導・支援
 - (1) 組合等に対する巡回・相談指導
 - (2) 個別、特定案件（法律・税務・経営・労働等）専門指導
 - (3) 研修会、懇談会の開催
2. 組合等への助成
 - (1) 地場産地組合の活性化事業に対する助成
 - (2) 小規模組合等の研修事業に対する助成
3. 情報化、調査事業
 - (1) 月刊会報誌「中央会なら」の発行
 - (2) 組合・企業等の商品・サービスを紹介する「ならまるしえ@BOOK」を年1回発行
 - (3) ホームページ等による中小企業施策等の情報発信
 - (4) 景況調査等各種調査の実施と情報のデータベース化
 - (5) 情報連絡員の設置
4. 産学連携・新連携構築事業の推進
 - (1) 資源循環型事業、環境ビジネス、企業連携に新事業の創出支援
5. 地域資源連携による企業化・事業化への支援
 - (1) 地域資源活用調査
 - (2) 経営資源調査

組合設立、各種事業に対するご相談は下記までご連絡ください。

経営革新計画作成のアドバイス

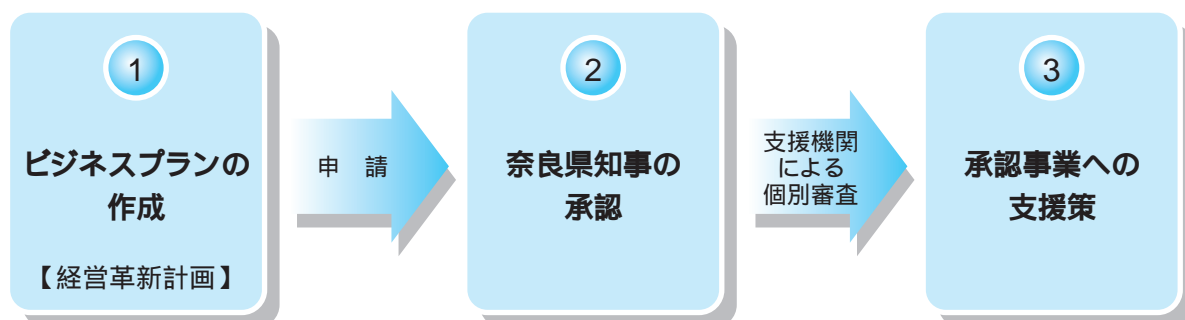
趣旨・目的

中小企業が、今日的な経営課題に即応するために行う経営革新（新事業活動）を全業種にわたり幅広く支援します。

概要

中小企業や組合の方が、新製品の開発や生産、新サービスの開発や提供、従来の生産方法をより効率的なものに転換したり、サービスの提供方法を新たなものにしたたりするなど自社にとって新たな取り組みを行い、経営の向上に取り組むビジネスプラン（経営革新計画）を作成して、県から中小企業新事業活動促進法の承認を受けると、その計画達成の支援として、税制、信用保証、融資等（支援機関による別途審査があります。）を受けることができます。

（財）奈良県中小企業支援センターは、「経営革新」に取り組む企業について、計画作成のアドバイスをします。また、経営革新計画の承認を受けた後は、目標達成のためのハンズオン支援をします。



問い合わせ先

（財）奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL：0742-36-8312（P109，23）

学研都市研究成果活用支援事業 奈良高専技術情報活用支援事業

趣旨・目的

学研都市内で創出される研究シーズや 奈良高専が保有する技術シーズを県内企業へ移転することで、高付加価値型企業の育成を図ります。

事業実施に当たっては、(財)関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センターや奈良工業高等専門学校等のコーディネータと、県中小企業支援センターのコーディネータが連携して活動します。

概要

1. 対象者

シーズを活用した新商品開発などに取り組む中小企業

2. 支援内容

(1) 学研都市内で創出される研究シーズの移転

- ・都市エリア産学官連携促進事業（ユビキタス生体計測ヘルスケアデバイスの開発）
- ・光レーザー微細加工技術（レーザー光線を活用した加工技術の研究）
- ・その他、けいはんな地域で創出される研究シーズ

(2) 奈良高専が保有する技術シーズの移転

- ・機械工学科 関係の技術シーズ
- ・電気工学科 関係の技術シーズ
- ・電子制御工学科 関係の技術シーズ
- ・情報工学科 関係の技術シーズ
- ・物質化学工学科 関係の技術シーズ

3. 支援回数

制限無し

4. 派遣するコーディネータ

- (1) (財)関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センターに配置したコーディネータ
- (2) 奈良工業高等専門学校に配置したコーディネータ
- (3) 大手企業で10年以上の実務経験を有するOB人材で特定分野のスペシャリスト

5. 派遣費用

無料

ただし、大学や高専との共同研究等に進展した場合は、内容により研究費等が発生することがあります。

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 新事業支援課 新事業支援係
TEL : 0742-36-8313(P109, 24)
奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 科学技術振興係
TEL : 0742-27-8814(P107, 10)
奈良工業高等専門学校 産学交流室 TEL : 0743-55-6191(P111, 41)
(財)関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センター 事業部
TEL : 0774-98-2240(P111, 36)

県内国公立の各理系大学における 産学連携窓口

趣旨・目的

経済活動のグローバル化がますます進展していく中、企業の皆様は従来以上に先端的な技術分野への進出や新産業の創生に必要性を感じておられると思います。

県内国公立の各理系大学には、大学と産業界との産学連携を推進するための窓口が設置されています。

概要

< 奈良先端科学技術大学院大学 事務局 教育研究支援部 研究協力課 >

- ・ 民間機関等との共同研究や受託研究に関すること
- ・ 寄附金、寄附講座に関すること
- ・ 科学技術の相談に関すること

〒630-0192 生駒市高山町8916番地の5 / TEL : 0743-72-5073 (直通)(P111, 38)

< 奈良女子大学 事務局 研究協力課 >

- ・ 研究協力に関すること
- ・ 地域連携に関すること
- ・ 産学官連携に関すること
- ・ 知的財産に関すること

〒630-8506 奈良市北魚屋東町 / TEL : 0742-20-3762 (直通)(P111, 39)

< 奈良県立医科大学 事務局 法人企画部 研究推進課 >

- ・ 産学連携に関すること
- ・ 知的財産に関すること
- ・ 先端医学研究機構の運営に関すること
- ・ その他研究支援に関すること

〒634-8521 橿原市四条町840番地 / TEL : 0744-22-3051 (代表)(P111, 40)

< 奈良高等工業専門学校 産学交流室 >

- ・ 技術情報の発信に関すること
- ・ 地域企業からの技術相談に関すること

〒639-1080 大和郡山市矢田町22番地 / TEL : 0743-55-6191 (直通)(P111, 41)

問い合わせ先

上記の各連絡先

産学官の連携推進

趣旨・目的

(財)奈良県中小企業支援センターがコーディネート役となって、県内の産業界、大学、公設試験研究機関等の連携により事業化に結びつけることができる研究テーマの発掘と、これらの機関による共同研究の枠組み作りを進めます。

さらに、構築した共同研究テーマによる国等の大型プロジェクト研究開発事業の受託に向けた活動および採択後の事業の管理を行い新産業創出に繋げていきます。

概要

技術開発の問題解決について相談したい
大学の先生と共同研究をしたい
製品化につながる技術やアドバイスが欲しい
産学連携の支援制度を教えて欲しい

このような要望をお持ちの方



大学等のシーズと企業のニーズのマッチングをサポートします。

1. 課題解決への支援コーディネート

(財)奈良県中小企業支援センターでは産業コーディネータ、技術移転コーディネータ、特許流通コーディネータ、産学官連携コーディネータの4名を配し、各コーディネータを中心に、中小企業の技術的課題や新製品・新事業の創生に関する課題に対し、それを解決できる知識、技術を持つ大学・研究機関・関連企業と引き合わせ、解決を図るコーディネートを行います。

2. 国等の競争的資金への応募支援

国等の公募型競争的資金の獲得に向け、研究テーマのブラッシュアップや提案書の作成等と委託事業の採択に向けた具体的な支援を行います。

3. 採択後の運営

地域イノベーション創出研究開発事業、戦略的基盤技術高度化支援事業、低炭素社会に向けた技術シーズ発掘・社会システム実証モデル事業などの国の競争的資金に採択された場合、管理法人として研究開発事業がスムーズに進展し成果が得られるよう運営を支援します。

特に、(財)奈良県中小企業支援センターが管理法人を務める案件は、県域のものづくり基盤技術の高度化等に貢献することが期待され、公設研究機関や大学等と研究テーマの発掘段階から支援を行ってきた研究テーマを原則的に対象とします。

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 新事業支援課 新事業支援係

TEL : 0742-36-8313(P109, 24)

販路開拓コーディネーター事業

趣旨・目的

(独)中小企業基盤整備機構の関東支部と近畿支部に、販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)が配置されており、経営革新企業の販路開拓を支援します。

概要

1. 対象となる方

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者等。

2. 支援内容

(独)中小企業基盤整備機構の関東支部と近畿支部に、商社OB等の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)を配置して、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が開発した新商品等を商社・企業などに紹介又は取り次ぎし、首都圏・近畿圏の市場へのアプローチを支援します。

3. 手続の流れ

(1) 本事業の支援を希望する時は、まず、(財)奈良県中小企業支援センターに相談してください。(新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。)

(2) (財)奈良県中小企業支援センターは、申込企業等のマーケティング企画のブラッシュアップを支援するとともに、(独)中小企業基盤整備機構の関東支部又は近畿支部に案件を推薦します。

(3) (独)中小企業基盤整備機構の関東支部と近畿支部は、当該推薦案件に適した販路開拓コーディネーターを選定します。販路開拓コーディネーターは新規顧客の開拓と開拓先への紹介・取り次ぎを行います。販売代行業者ではありませんので、申込企業にも同行をお願いします。なお、その際、販路開拓コーディネーター謝金の一部については、申込企業の負担となります。

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL : 0742-36-8312 (P109, 23)

東京新拠点販路支援事業

趣旨・目的

奈良県内の中小企業が、自ら製造、開発した商品、技術等の首都圏での販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進します。

概要

東京新拠点「奈良まほろば館」(2階)展示イベントスペースにおいて、首都圏バイヤー等に向けて、県産品の理解を深めてもらうプレゼンテーション方式、コラボ展示会方式、産業支援機構B to Bマッチングを実施して新規取引に繋がります。

1. プレゼンテーション方式

企業が首都圏のバイヤーや中小企業支援機関等に向けて商品・技術等のプレゼンテーションができる場を設けてビジネスサポートを図ります。

2. コラボ展示会方式

首都圏で販路開拓を目指している企業を中心となり、2社以上で共同出展します。

それぞれの企業が首都圏のお得意様を招待することで、商品を共同出展する相手バイヤーへ売り込めるような相乗効果を狙った展示会を実施します。

3. 産業支援機構B to Bマッチング

奈良県のオンリーワン技術を持つリーディング企業と首都圏の産業支援機関との連携により、首都圏にある企業とのB to Bマッチングを実施します。

< 開催場所 >

- ・東京新拠点「奈良まほろば館」(2階): 東京都中央区日本橋室町

< 開催時期 >

- ・年間6回予定、平日1日以上3日以内

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係

TEL: 0742-27-7005(P107, 9)

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL: 0742-36-8312(P109, 23)

県内企業の販売支援事業

～1300年のエイジングプレミアム奈良“凝縮”フェア開催事業～

趣旨・目的

県内企業の情報発信と求評のため、県内外のショッピングモールや空港ターミナル等でこだわりのある概ね1年以内の新作商品を持つ県内企業の販売会を実施します。

概要

1. 開催予定

平成22年度は次のとおり開催を予定しています。

	日 程	場 所
	平成22年4月1日(木)～4月4日(日)	イオンモール大和郡山
	平成22年9月26日(日)～9月29日(水)	平城宮跡交流ホール
	平成22年7月中旬	大阪国際空港
	時期未定	イオン

*出展は ～ すべてでも単発でも可

・出展費用：各会場により異なる（小間代、売上×歩率等）

2. 顧客の声の収集支援

出展時には、顧客アンケート調査等の顧客の声をダイレクトに聴き、商品企画に反映できるノウハウ・仕組みを体得できます。

3. 売り場づくりの支援

ディスプレイやレイアウト・ポップなど販売促進のツールづくりを支援します。

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL：0742-36-8312(P109, 23)

人材育成事業

趣旨・目的

経営、技術、情技術報のスキル向上を支援するため、経営者・管理者、現場技術者等を対象とした各種セミナー・研修会を開催します。

概要

1. 「なら観光ビジネスカレッジ」

奈良観光を担う若手事業者等を対象に、観光カリスマ等を招き、研究会型セミナーを実施します。

<平成22年度予定>

・平成22年6月～平成23年2月

2. ものづくり担い手育成事業（現場技術者対象）

中小企業のニーズを踏まえたものづくり人材育成を行うため、求職者や中小企業の従業員等を対象とした座学による講義と現場での実習を奈良工業高等専門学校設備や教員を活用して実施します。

<対象となる方>

求職者と中小企業の従業員等

<支援内容>

- ・研修にかかる受講料を全額補助
- ・雇用調整助成金制度も併用し、従業員雇用の維持を支援

<研修カリキュラム>

- ・「機械材料と金属加工学の要点」
- ・「機械工作基礎実習」
- ・「機械製図の基礎」
- ・「設計工学の基礎」
- ・「機械工学実験実習」

3. ITセミナー・IT活用研修

県内企業におけるITの導入と利活用が円滑に進むよう、セミナー、研修会等を実施します。

<平成22年度開催テーマ（予定）>

- ・ITの経営への活かし方セミナー（計2回）
- ・ITスキル向上のための研修（計1回）
- ・ホームページ制作実践（9月～12月 計8回）

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係

TEL：0742-36-8312(P109, 23)

新事業支援課 新事業支援係

TEL：0742-36-8313(P109, 24)

戦略的基盤技術高度化支援事業(通称:サポ・イン) (研究開発委託)

趣旨・目的

重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削加工、めっき等)の高度化に向けて、中小企業、ユーザー企業、研究機関等からなる共同研究体によって、川下産業のニーズを的確に反映した革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーションを実現する研究開発を行う際、委託金を受けることができます。

概要

1. 対象となる方

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律において経済産業大臣が指定する、特定のものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発に取り組む中小企業者で、「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定を受けた方

2. 支援内容

燃料電池やロボット等の先端的産業を始め、我が国経済を牽引していく製造業の国際競争力の強化及び新産業の創出に不可欠なものづくり基盤技術の高度化に向けて、中小企業、ユーザー企業、研究機関等からなる共同研究体によって実施される研究開発を支援します。

交付元：経済産業局

委託金額 4,500万円以下/テーマ

研究機関 2～3年

経済産業局

委託

中小企業・ユーザー企業・
研究機関等の共同研究体

3. ご利用方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2) 経済産業局において提案内容を審査し、採択先を決定
- (3) 経済産業局と契約後、研究開発を実施し、終了後、研究開発成果を報告
- (4) 経済産業局から委託費を受給

問い合わせ先

中小企業庁 創業・技術課

TEL : 03-3501-1816(P111, 42)

近畿経済産業局 産業部 製造産業課

TEL : 06-6966-6022(P111, 43)

地域イノベーション創出研究開発事業 (研究開発委託)

趣旨・目的

地域の産学官による、新産業の創出に貢献しうる技術シーズをもとにした実用研究開発について委託金を受けることができます。

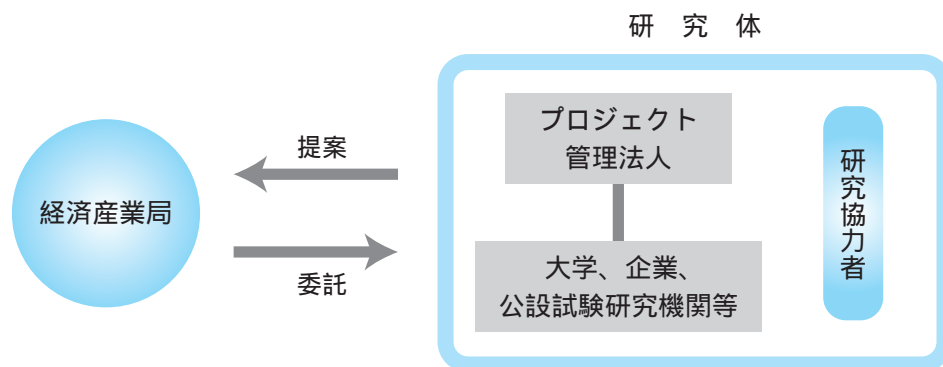
概要

1. 対象となる方

- ・地域の産学官（企業、大学、公設試等）からなる研究体
- ・地域の産学官による、新産業の創出に貢献しうる技術シーズをもとにした研究開発テーマが対象となります。

2. 支援内容

経済産業局が事業主体となり、公募により研究開発テーマを募集し、採択テーマについて、委託研究として実施していただきます。



- ・期間：2年以内（1年以内の提案も可能）
- ・委託額：

一般型	1年目：3,000万円超～1億円以内	2年目：5,000万円以内
地域資源活用型	1年目：500万円超～3,000万円以内	2年目：2,000万円以内

3. ご利用方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2) 経済産業局において提案内容を審査し、採択先を決定
- (3) 経済産業局と契約後、研究開発を実施し、終了後、研究開発成果を報告
- (4) 経済産業局から委託費を受給

製品や材料等の試験・分析

趣旨・目的

奈良県工業技術センターでは、企業の皆様の製品や材料について分析や試験等を行い、報告書を発行します。

概要

1. 依頼試験（有料）

企業からの依頼に応じて、材料、部品などの各種試験、分析、測定、特殊加工などを行い、試験報告書を発行します。

主な試験の種類は次のとおりです。

定性分析

定量分析

pH試験

ホルマリン試験

醸造用水試験

顕微鏡試験

普通顕微鏡試験、電子顕微鏡試験、その他の顕微鏡試験

窯業材料の試験

曲げ強度試験、吸水率試験、いて試験

高分子材料の試験

材料強度試験、流動試験、耐候性試験、耐久性試験、試験片加工試験

繊維・皮革試験

繊維物性試験、混用率試験、皮革試験

染色試験

染色堅牢度試験

材料試験

材料強度試験、かたさ測定、かたさ分布の測定

精密測定試験

長さの測定、角度の測定、輪郭の測定

金属試験

マクロ試験、金属顕微鏡による試験、振動測定試験

2. 手続き方法

事前に下記の連絡先までご連絡の上、ご希望の依頼試験ができることを確認した上で試料をお持ちください。

また、ご来所の際は「依頼票」のご記入をお願いします。依頼票は当センターの受付に用意してあります。

なお、総務課受付で、手数料を奈良県収入証紙で納付してください。奈良県収入証紙は当センターのある、なら産業活性化プラザ内の(社)奈良工業会でも販売しております。

設備機器の利用

趣旨・目的

奈良県工業技術センターでは、センター所有の各種設備機器を企業の方に使用していただいております。

概要

1. 設備・機器利用（有料）

県内企業の皆様方は、センター所有の各種設備機器を有料でご利用いただくことができます。

ご利用いただくことができる設備機器の主な物は、次のとおりです。

電動式射出圧縮成形機、複合材料製造装置、微量混練分散装置、顕微赤外分析装置、蛍光X線分析装置、高周波プラズマ発光分光分析装置、三次元表面形状測定機、X線構造解析システム、低温恒温恒湿器、熱分析装置、機械的強度測定装置、電子顕微鏡、紫外線照射装置、原子吸光分析装置、振とう培養装置、微量高速遠心機、プレハブ恒温恒湿器、電気マッフル炉、静電気放電イミュニティ試験ユニット、材料抵抗率測定システム、塩水噴霧試験機、共焦点顕微鏡、ナノインデンテーションテスター等

2. 申込方法

事前に設備機器の利用希望日をご連絡願います。都合により、日程調整をさせていただく場合がございます。

なお、「行政財産使用許可申請書」の提出が必要です。センターホームページよりダウンロードすることができます。

3. 利用料金の支払い方法

総務課受付で、定められた料金を奈良県収入証紙で納付してください。

奈良県収入証紙は、当センターのある、なら産業活性化プラザ内の(社)奈良工業会でも販売しております。

4. 設備機器利用についての注意事項

設備機器をご利用いただくためには、事前に当該設備機器の設備機器使用証が必要になる場合があります。

当センター担当研究員による操作方法の講習を受け、習得の確認を示す使用証を取らないとご利用いただくことができない設備機器があります。

受託研究・共同研究

趣旨・目的

奈良県工業技術センターでは、研究開発課題について当センターが企業等から受託実施する研究開発（受託研究）と、企業等と当センターとが相互に課題を分担し共同で実施する研究開発（共同研究）を実施しています。

概要

1. 受託研究・共同研究

当センターでは、企業が希望される研究課題を、当センターが受託し実施する研究（受託研究）と、企業が希望する研究課題を企業と当センターとが共同で分担して実施する研究（共同研究）を実施しています。

ただし、これらの研究は当センターに技術の蓄積がある分野に限ります。

なお、それぞれ、所定の様式による申請書をご提出の上、契約を締結していただく必要があります。

2. 受託研究・共同研究の活用

主として、次のようなときにこの制度をご活用ください。

開発しようとする新製品の展望やアイデアはあるが、時間がない場合

研究開発に携わる担当者がいないか、もしくは不足している場合

研究開発用の設備機器や施設がないか、もしくは不足している場合等

3. 受託研究・共同研究の費用

受託研究に必要な費用は、基本料金（41,500円）、その研究に要する原材料費、消耗品費、当センターで主に使用する設備機器の使用料に所要時間数を乗じた額等必要経費の合計額に相当します。

また、共同研究に必要な費用は、基本料金（41,500円）、その研究において当センター側が要する原材料費、消耗品費、当センターで主に使用する機械設備の使用料に所要時間数を乗じた額等必要経費の合計額に相当します。

算出方法等、詳しくはご相談ください。

4. 受託研究・共同研究により生み出された産業財産権の取り扱い

受託研究により発生した産業財産権は、奈良県に帰属します。また、共同研究により発生した産業財産権は、その1/2が奈良県に、1/2が共同研究実施企業に帰属します。

受託研究・共同研究により生み出された産業財産権の実施については、受託研究依頼企業、共同研究実施企業、もしくはその指定する者に対して、一定期間、優先実施権を設定することができます。

なお、実施料については、県有特許実施契約を結び、これに定められた費用を奈良県に払うこととなります。

ものづくりオープンラボ事業

趣旨・目的

奈良県工業技術センターでは、事業化・製品化の見込みのある優れた研究テーマを持ちながら研究開発設備の整備等で課題を抱える県内中小企業製造業の皆様を対象に、当センターをはじめとする奈良県内の公設試験研究機関の保有設備機器を無償でご利用いただき、独自の研究開発を行うことができる「ものづくりオープンラボ事業」を実施しています。

概要

採択された研究開発テーマを実施する際に、主として次の支援を行います。

1. 支援内容と支援期間

(1) 設備機器の無償利用

材料費等消耗経費は有償

必要に応じ他の県内公設試験研究機関保有機器も利用可能

(2) 技術相談（当センター及び関連する県内公設試験研究機関の職員による）

(3) 支援期間

採択日から翌年3月末までの6ヶ月以上（短期間の利用はできません）

毎年応募し選考で採択されれば、最長3年間支援可能

2. 応募資格

奈良県内に本社または事業所を置き、製造業を主たる事業として営む、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者。

3. 応募条件

事業化・製品化を見据えた研究開発計画（課題）があり、県内公設試験研究機関の設備機器を活用し熱意を持って取り組んでいただけること。

また、本事業終了後、製品化、知的財産化に支障のない範囲で成果の公表、協力（当センター実施の研究発表会での発表や報道機関への公表等）をしていただけること。

4. 選考方法及び採択件数

事業化・製品化を見据えた研究開発計画の妥当性、設備利用の妥当性、事業化・製品化の可能性等の基準による、当センター、県関連機関及び学識経験者を交えた書類審査で決定します。

なお、毎年の採択件数は、5件程度です。

平成23年度の募集期間は平成23年2月中旬～3月中旬を予定し、採択企業の決定は5月中旬を予定しておりますが、本事業は平成23年度奈良県予算成立後に実施が確定しますので、詳細内容の変更または、場合により事業中止となる可能性があります。

3次元CAD技術セミナーの開催

趣旨・目的

奈良県工業技術センターでは、今年度（2010年度）、3次元CAD技術セミナーを開催します。

概要

1. 3次元CAD技術セミナー

3次元CAD及びCAE（強度・固有振動等の解析）の操作体験セミナーを開催します。日程が決まりましたら当センターホームページ等でご案内致します。

2. 3次元CAD/CAM/CAE機器の利用

当センターのCAD/CAM研修室では、以下の3次元CADとCAE（強度・固有振動等の解析）、CAM（NCプログラム作成）を設置しています。県内企業の皆様方は、これらの機器をお使いいただくことができます。

機器名	品名・型式等	機能
3次元CADソフト	SolidWorks 2010 Professional	部品・アセンブリモデリング、簡易モーション、簡易流体解析
CAEソフト(解析)	SolidWorks Simulation Premium 2010	線形静解析、動解析、非線形解析、固有振動、座屈、落下、疲労解析、熱伝導
CAD/CAMソフト	OneCNC XR3 Mill Professional	3Dモデリング、NCプログラム作成、切削シミュレーション

なお、基本的な操作を学べるチュートリアル（操作指導書）等をご用意しています。原則的には自習していただくことになります。

事前に使用したい機器の利用希望日や時間をご連絡願います。都合により日程調整をさせていただく場合があります。

また関連機器としてワックス積層タイプの立体造形装置（RP）をお使いいただくこともできます。料金は1時間あたり2,800円です。

技術相談

趣旨・目的

企業の技術上の相談や問い合わせについて、奈良県工業技術センターの各分野の担当研究員が問題解決に向けアドバイスします。

また、当センターの担当研究員が県内中小企業を訪問し、生産現場で技術相談をお受けします。同時に、企業の技術課題やニーズを伺い、情報交換をさせていただきます。

概要

1. 技術相談（無料）

奈良県工業技術センターでは、県内企業の技術課題解決の一助として技術相談を行っています。

各分野の担当研究員が、問題解決に向けてアドバイスさせていただきます。

事前に、当センターの専門チームや研究を行っている分野、技術蓄積のある分野等をご確認いただくと、より効率的です。

2. 相談方法

当センターにお越しいただくか、電話、ファクシミリ、電子メールによりご相談ください。

なお、当センターにお越しいただく際には、担当研究員が出張等で不在の場合もございますので、事前にご連絡をお願いします。

企業現場にお伺いする方が適当な場合は、当センターの研究員が企業をご訪問させていただきます。

研究者養成研修

趣旨・目的

奈良県工業技術センターでは、県内中小企業の技術者に一定期間、当センターの研究員のもとで研修を受けてもらい、専門技術や知識を習得していただいています。
(以下は、2010年度の「研究者養成研修」の募集要項です。)

概要

1. 研究者養成研修

県内中小企業技術者の皆様を対象に、一定期間当センター職員と共同で企業ニーズに沿った研究課題に取り組みます。各テーマ1名につき30日程度の日程で実施します。

(1) 募集テーマ名・募集人員

- 繊維製品高機能化技術研修(1名・30日程度)
- プラスチック・ゴム技術研修(1名・30日程度)
- 食品加工高度化技術研修(1名・30日程度)
- ものづくり共通基盤技術研修(2名・30日程度)

(2) 対象者

県内の中小企業者又はその従業員で、上記テーマに関連する専門分野で5年以上の実務経験を有している者。

(3) 研修期間

2010年6月から2011年3月までの間で適当な期間。

(4) 費用

30,000円

(5) 申込期間

2010年5月10日(月)~31日(日)

(6) 申込方法

当センターHPから、2010年度募集要項(申込書を含む、PDFファイル)をダウンロードし、この中の申込書に必要事項を記載し奈良県工業技術センターに提出してください。

2. 研修・実習生受入制度

将来、技術者、研究者を目指す方々向けの、研究、実習生の受け入れを随時行っています。ご希望される場合は下記までご連絡ください。

なお、本制度は、当センターの受け入れ可能な場合のみとなりますのでご了承願います。

都市エリア産学官連携促進事業(発展型)

- 関西文化学術研究都市及びその周辺エリア -

趣旨・目的

関西文化学術研究都市及びその周辺エリアでは、平成20年7月に文部科学省の公募型研究資金である「都市エリア産学官連携促進事業(発展型)」に採択され、「ユビキタス生体計測ヘルスケアデバイス・システムの開発」に取り組んでいます。

少子高齢化社会を迎える中で、在宅健康管理に対する国民ニーズと市場ニーズが高まってきています。そこで、本エリアで蓄積されたICTや計測技術を基盤とする医・工・情の強固な連携の下、個人が在宅で手軽に生体計測を実施し自らの健康管理を行える身近な健康管理センターなど次の3つのヘルスケアシステムの開発を進めます。

概要

- 研究開発テーマ：ユビキタス生体計測ヘルスケアデバイス・システムの開発
- 実施期間：平成20年度～平成22年度
- 参画機関：中核機関 - (財)関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センター
共同研究機関 - (産)テクノス(株)、ニッタ(株)、(株)ラステック等
(学)奈良先端科学技術大学院大学、奈良県立医科大学等
(官)奈良県工業技術センター等
- サブテーマ：「妊婦見守りシステムの開発」
「泌尿器計測システムの開発」
「生活習慣病予防システムの開発」
- 事業推進体制：事業総括 / 二宮 清 (ダイキン工業株式会社顧問)
研究統括 / 千原 國宏 (奈良先端科学技術大学院大学教授)
副事業総括 / 塩山 忠夫
サブテーマ / 奈良県立医科大学 教授 小林 浩 テーマリーダー
" / " 教授 平尾 佳彦 テーマリーダー
" / 京都府立医科大学 教授 吉川 敏一 テーマリーダー

問い合わせ先

(財)関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センター

「都市エリア事業事務局」

TEL : 0774-95-5047(P111, 37)

奈良県地域結集型研究開発プログラム 「古都奈良の世紀植物機能活用技術の開発」

趣旨・目的

奈良県特産の植物素材を活用するために有用性の科学的根拠を明らかにし、健康関連産業の新事業展開に寄与する新技術・新製品の創出を目指しています。あわせて、実用化技術を持続的に生み出すメタボリックプロファイリング等を中核技術とした研究開発拠点の創成を目指し、その移転・普及により地域産業の活性化を図ります。また、本事業に参画する産学官の共同研究者のほか、JAならけん、飲食・観光・流通・金融・行政等の関係者や有識者からなる「奈良県植物機能活用クラスター協議会」を設置し、産学官の交流を促進するとともに、事業コンセプトの共有化、地域ブランド戦略の検討や研究成果の利活用体制の構築・活用を進めています。

概要

1. 対象者

研究成果発表会・シンポジウム等の開催案内、研究・企業化の進捗等の情報提供、共同研究への新規参画を希望される方は、「奈良県植物機能活用クラスター協議会」にご入会ください。下記URLからも随時申込みできます。但し、共同研究に新規参画を希望する方は、開発をめざす製品品目等について調整が必要となる場合があります。

<http://www.nashien.or.jp/koto-nara/cluster/index.html>（協議会概要）

http://www.nashien.or.jp/koto-nara/cluster/cluster_form.html（協議会入会申込み）

2. 研究内容

テーマ1 吉野クズ・大和マナの機能性評価及び活用技術の開発

テーマ1-1 吉野クズの骨粗鬆症予防機能等の評価及び栽培・食品への活用

研究内容等 今まで殆ど使われていなかった吉野クズの地上部の機能性を研究し、健康食品等の商品化を目指しています。

テーマ1-2 大和マナの抗炎症機能等の評価及び栽培・食品への活用

研究内容等 大和マナに含まれる機能性成分の研究を行っています。また、下葉が黄化し易い等の問題点を解決した優良品種の作出を目指しています。

テーマ2 優良大和生薬品種の鑑定技術及び増殖技術の開発

研究内容等 奈良県産大和トウキが他産地のトウキより成分的に優れていることや比較判別ができる技術の開発と、大和シャクヤクの増殖方法の研究を行っています。

テーマ3 大和茶のメタボリックプロファイリングを利用した最適栽培・加工技術の開発

研究内容等 メタボリックプロファイリングを用いて大和茶の特徴を高める栽培法、収穫時期及び製茶工程の開発を目指しています。

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 地域結集型共同研究推進室

TEL: 0742-36-8316(P109, 25)

研究開発型中小企業に対する 特許関係料金減免制度

趣旨・目的

研究開発に取り組まれている中小企業の皆様が、特許権を取得するための料金（審査請求料、特許料）を1/2に軽減する制度があります。

概要

1. 対象者

- (1) 総収入に対する試験研究費等の比率が3%を超える中小企業
- (2) 以下のいずれかの認定事業等の成果に関する出願（事業開始から事業終了後2年以内に出願）
 中小企業技術革新支援制度（SBIIR）の補助金等交付事業（旧新事業創出促進法による補助金等交付事業を含む。）
 承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業（旧中小企業経営革新支援法による承認事業を含む。）
 認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業
 旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法における認定事業
 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律における認定事業（本法における認定事業の成果に関する出願の特許料は、第1年分から第6年分までが軽減対象となります。）

2. 内容

審査請求料を1/2

特許料を1/2

【出願～権利取得】出 願 出 願 料

審査請求 審査請求料（1/2軽減）

審 査

特許査定

設定登録 特 許 料（第1～3年分まで1/2軽減）（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の場合は第6年分まで1/2軽減）

（参考）その他の特許料等軽減措置について

研究開発型中小企業以外にも、特許料等の減免制度があります。

詳しくは特許庁ホームページをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

問い合わせ先

近畿経済産業局 地域経済部産学官連携推進課 特許室

TEL：06-6772-5004（P111，45）

特許情報の提供・特許流通の促進

趣旨・目的

技術開発や新事業の創出のため、特許をはじめとした産業財産権に関する相談事業や特許情報検索の方法や活用についての指導相談、産業財産権を有効に活用するための技術移転に関する支援事業を行っています。

概要

1. 特許相談事業

(社)発明協会奈良県支部では、特許等の出願手続きの指導や弁理士による無料相談会、特許に関する講習会等を開催しています。

インターネット出願が一本化になり、ISDN出願が廃止になりました。

ワンストップ機能の強化を行い、相談内容を的確に把握し、適切な解決策を提供するとともに、適切な知財専門家を派遣するなど個別の状況に応じ、踏み込んだアドバイスを致します。

2. 特許情報活用支援事業

特許電子図書館（注1）から提供される情報をパソコンで閲覧することができます。知的所有権センター（(社)発明協会奈良県支部内）に「特許情報活用支援アドバイザー」を配置し、検索方法のアドバイスや企業における特許情報の活用に関する支援を行っています。

また、特許情報の利用についての講習会や個別訪問による指導相談も行っています。

3. 特許流通促進事業

企業や大学・研究機関が保有する開放特許（注2）や技術を中小企業やベンチャー企業の新規事業創出や新製品開発のため有効活用していただくための支援事業です。（財）奈良県中小企業支援センターに「特許流通コーディネーター」を配置し、技術移転のための情報収集提供や指導相談及び仲介を行っています。

注1：特許電子図書館（IPDL：Industrial Property Digital Library）

インターネット上に開設された産業財産権情報（特許、実用新案、意匠、商標）の総合図書館で、特許庁が保有する6500万件を超える情報と検索システムを無料で提供するもの。

特許庁ホームページ（<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>）よりアクセスできる。

注2：開放特許

企業等が保有している約50万件といわれる未利用特許等のうち、他社への実施許諾に向けて特許流通データベースに登録されている開放特許は約5万件ある。これら開放特許を有効活用することで、人件費や研究開発費の大幅削減、新製品や新技術の短期間での開発が可能となる。

問い合わせ先

(社)発明協会奈良県支部
奈良県知的所有権センター
(財)奈良県中小企業支援センター新事業支援課(特許流通コーディネーター)

TEL：0742-34-6115(P111, 30)
TEL：0742-33-0863(P111, 31)
TEL：0742-36-8313(P109, 24)

地域中小企業知財戦略コンサルティング事業 (知財戦略構築のための専門家派遣)

趣旨・目的

中小企業の有する革新的な技術を知的財産として保護活用し、中小企業経営戦略の一環としての知的財産の戦略的活用を支援します。

概要

(財)奈良県中小企業支援センターが、中小企業に対し、知的財産や技術動向の調査・解析等を行う知的財産専門家を一定期間集中的に派遣することにより、中小企業における知的財産活用のための戦略策定等を支援します。

1. 特許分析等の支援

以下の分析手法を用いて特許出願状況や自社の保有特許の分析等の支援

(1) 特許マップ作成

特許情報を利用目的に応じて収集・加工・分析し、利用しやすいように図や表にまとめたもの。

(2) サイテーション分析

ある特許における他の特許の明細書に記載された引用文献及び登録特許で書誌事項の参考文献に記載されている引用文献を抽出し、その被引用回数を集計。2社間の技術関係等を分析。

(3) 特許流通チャートの活用支援

汎用特許マップである特許流通支援チャートの活用方法等を支援。

2. 特許戦略策定等の支援

(1) 研究開発戦略策定

市場動向、他社特許との比較検討による研究開発計画の検討・策定。

(2) 知的財産戦略策定

出願方針（取得すべき知的財産の種類、周辺特許の出願範囲の見極め、出願国の決定）

活用方針（自社特許の実施、他社特許の活用）

保護（類似技術の検討、製法特許の取得検討、営業秘密の保護、市場監視と自社知財保護等）

3. 事業化に向けた特許評価等の支援

(1) ビジネスプラン作成支援

(2) 特許等の評価に基づいた資金調達等の支援

問い合わせ先

(財)奈良県中小企業支援センター 新事業支援課 新事業支援係

TEL : 0742-36-8313(P109, 24)

商店街次世代リーダー育成事業 (商店街トライアル事業補助金)

趣旨・目的

県内商店街の若手リーダーを育成するため、平成21年度の奈良県商店街次世代リーダー育成塾において、若手リーダー候補が企画立案した商店街活性化プランの実践に対して補助を行います。

概要

1. 対象者

H21年度奈良県商店街次世代リーダー育成塾を受講し、商店街活性化プランを作成した地域。
(地域) 奈良市もちいどのセンター街、大和高田市片塩振興協議会、大和郡山市柳町商店街
天理市天理本通り商店街、五條市商工会、御所市新地商店街、斑鳩町法隆寺北口商店街

2. 事業スキーム

H21年度 商店街次世代リーダー育成塾

(1) 講義 (2) 先進地ケーススタディ (3) 商店街プラン作成支援



塾の様子

H22年度 商店街トライアル事業補助金

H21年度に作成された、各地域の商店街活性化プランの実践支援。

(例) ホームページ制作、チャレンジショップ開設・運営、店舗改善隊 等

(1) 補助率

補助対象経費の1/2以内

(2) 補助対象経費

会議運営費、事業経費(広報費、借料損料、委託費等)

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 商業振興課 商業振興係

TEL : 0742-27-8806(P107, 7)

商店街農産物直売所モデル構築事業

趣旨・目的

商店街の空き店舗などを活用した農産物直売所の開設を支援します。これにより、地域住民の買い物の利便性の向上と商店街の活性化をめざす事業です。

概要

1. 対象者

商店街の空き店舗等で直売所の開設を目指す、商店街、商工会議所・商工会、NPO法人等

2. 内容

(1) 補助率

補助対象経費の1/2以内

(2) 補助対象経費

会議経費

(会議費、通信運搬費、会場借料等)

事業経費

(店舗借料、店舗改装費、広報費、委託費等)

(3) 魅力があり、消費者から指示される店となるような、まちなかにおける農産物直売所のモデルづくりを、アドバイザーも交えて行います。

例

- ・モダンな店舗で、色とりどりの野菜や果物が、若い世代の心をとらえる直売所
- ・新鮮なフルーツジュースを楽しめるカフェを併設した直売所
- ・地域の人たちが担い手となる、まちなかの拠点的な直売所
- ・お客さんが、野菜の目利きが出来るようになるなど、食育的な直売所



問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 商業振興課 商業振興係

TEL : 0742-27-8806(P107, 7)

高齢者にやさしい宅配サービス事業 (ふるさと雇用再生特別対策事業)

趣旨・目的

高齢者等、外出して買い物をするのが困難な消費者等に対し、生活に必要な商品を自宅に届ける共同宅配システムなどの地域の買い物支援モデルを構築する。

概要

高齢者等、買い物に出向きにくい方も、必要な商品を電話・FAX等を利用して気軽に購入できるような仕組みを構築し、商店街等で販売されている商品の購入を代行・宅配するサービスを実施し、高齢者を中心とした消費者の利便性を高め、県内消費の拡大を図る。

1. 委託先

県内の民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）、その他の法人又は法人以外の団体等

2. 内容

- (1) 宅配モデルとしての取組計画作成及び実践
- (2) 利用者ニーズ調査
- (3) 業務フローの検証

3. 委託期間

委託契約の日から平成23年3月31日まで



問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 商業振興課 商業振興係

TEL：0742-27-8806(P107, 7)

環境コンサルタント活用支援事業

ゼロエミッションの推進のためのコンサルタントの活用を支援します

趣旨・目的

環境技術に関する専門的な資格を持つコンサルタント（環境コンサルタント）を活用して、産業廃棄物の排出の抑制、リサイクル及び減量等によりゼロエミッションの推進に取り組む場合に、必要な経費を補助します。

概要

1. 補助対象者

(1) 県内に事業所を置く事業者であること（以下「県内事業者」）

(2) 直接又は間接の構成員の2/3以上が県内事業者で構成される法人格のある団体

* 法人格のある団体には、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合等が該当します。

2. 補助対象経費

環境コンサルタントの活用に必要な経費で、試作開発費、機械装置費/工具器具費、その他研究開発事業費、委託費・コンサルタント料、事務費等とします。

3. 補助率及び補助限度額

補助率：2/3以内

補助限度額：50万円



4. 応募手続

随時、募集しています（先着順）。

* 応募の際は、事業実施計画書等の必要書類を奈良県廃棄物対策課まで持参願います。

5. その他

詳しくは奈良県廃棄物対策課ホームページをご覧ください。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_moduleid-27242.htm

産業廃棄物排出抑制等研究開発費補助事業

産業廃棄物の排出抑制等にかかる研究開発を支援します

趣旨・目的

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、減量等に関する技術や廃棄物等の循環資源を使用したリサイクル製品の研究開発に対して補助します。

大学その他の試験研究機関との共同研究等も対象に含みます。

概要

1. 補助対象者

(1) 県内に事業所を置く事業者であること（以下「県内事業者」）

(2) 直接又は間接の構成員の2 / 3以上が県内事業者で構成される法人格のある団体

* 法人格のある団体には、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合等が含まれます。

2. 補助対象事業

(1) 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル及び減量等を目的とする技術の研究開発

(2) 廃棄物等の循環資源（以下「循環資源」）を使用する製品の研究開発

* 次のような事業は補助対象となりません。

- ・ 既存技術、製品の模倣にすぎないもの
- ・ 機械装置や工具器具等の購入のための申請と認められるもの
- ・ 外部技術の導入のみの場合

3. 補助対象経費

廃棄物の排出抑制、リサイクル、減量等の研究開発または循環資源を使った製品の開発に必要な試験研究に要する費用で、試作開発費、機械装置費 / 工具器具費、人件費、その他研究開発費、委託費、事務費とします。

* 県内事業者の単独研究だけでなく、複数の事業者や大学等試験研究機関との共同による研究や委託研究費も含まれます。

4. 補助率及び補助限度額

補助率：2 / 3以内

補助限度額：700万円

5. その他

詳しくは奈良県廃棄物対策課ホームページをご覧ください。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_moduleid-27242.htm

産業廃棄物排出抑制等設備導入支援補助事業

産業廃棄物の排出抑制等にかかる設備導入を支援します

趣旨・目的

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、減量に係る設備機器の整備に対して補助を行います。

概要

1. 補助対象者

(1) 県内に事業所を置く事業者であること（以下「県内事業者」）

(2) 直接又は間接の構成員の2/3以上が県内事業者で構成される法人格のある団体

* 法人格のある団体には、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合等が含まれます。

2. 補助対象事業

(1) 自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、リサイクル及び減量に係る設備機器の整備

(2) 他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備機器の整備

* 設備の導入にあたり、法令上許可等が必要となる場合は、その取得が補助の前提となります。

* 次のような事業は補助対象となりません。

- ・リース・割賦による整備
- ・他用途への転用が容易な機械装置
- ・既存施設の更新

3. 補助対象経費

廃棄物の排出抑制、再生利用、減量に必要な設備機器の整備及びそれに伴う施設の整備に要する費用で、機械装置費、施設整備費、委託費等とします。

4. 補助率及び補助限度額

補助率：1/3以内

補助限度額：300万円

5. その他

詳しくは奈良県廃棄物対策課ホームページをご覧ください。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_moduleid-27242.htm

環境カウンセラーを派遣します

趣旨・目的

産業廃棄物の排出抑制、適正処理等に対する取組への助言や社員研修における講師等として、豊富な知識や経験をもった環境カウンセラーを派遣します（派遣費用の負担は不要。但し交通費は負担願います）。

概要

1. 環境カウンセラーとは
環境保全に関する専門的知識や豊富な経験があり、企業などの環境保全活動に対する助言を行う人材として環境省で登録された方々です。
2. 支援内容
環境保全対策、環境/事業活動評価プログラム等に関する具体的な相談、助言を行います。
また、社内研修等における講師として、社員等に対する研修及びアドバイスをを行います。
3. 申込対象者
県内で産業廃棄物を排出する排出事業者
4. 応募手続
随時、申込を受け付けています（先着順）。
「環境カウンセラー派遣」申込書に必要事項を記入のうえ、奈良県廃棄物対策課まで送付願います。
*具体的な派遣日程等については、派遣決定後調整します。
5. その他
詳しくは奈良県廃棄物対策課ホームページをご覧ください。
http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_moduleid-27242.htm

奈良県産業活性化ミッション

趣旨・目的

産業界と行政関係者等が一体となって、産業活性化に向けた課題を検討する機会とするために実施します。

概要

1. 対象者

産業界 新商品、新技術の開発に携わる経営者の方等
 大学研究機関
 行政関係者 等

2. 事業概要

産業界と行政関係者等が協働して、県外の良好な先進事例について実地調査
 県内産業の課題に共通の認識を持ち、活性化に向けた産学官の連携、官民の役割分担、公的支援のあり方を協議し、結果を県の経済施策に反映

3. 実施回数

年2回程度

4. 派遣費用

宿泊費、交流会費、昼食代、旅行保険料等 自己負担
 (交通費(バス借り上げ代)は県が負担)

<参考>

平成20年度実績

- ・日程 平成20年11月12日～13日
- ・場所 山梨大学 産学官連携・研究支援機構 など
- ・参加者 県内の産学官関係者
 (産; 16名 / 学; 4名 / 行政等; 13名 計 33名(知事含む))

平成21年度実績

- ・日程 平成21年7月14日～15日
- ・場所 いしかわサイエンスパーク、富山県立大学
- ・参加者 県内の産学官関係者
 (産; 20名 / 学; 3名 / 行政等; 11名 計 34名)

問い合わせ先

奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 科学技術振興係

TEL : 0742-27-8814(P107 , 10)

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

趣旨・目的

経営セーフティ共済は、万が一取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、共済金の貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達として当面の資金繰りをバックアップし、中小企業を連鎖倒産から守ります。

概要

1. 対象者
中小企業者
2. 内容
 - (1) 加入できる方
引き続き1年以上事業を行っている中小企業者
 - (2) 毎月の掛金
5,000円から80,000円まで5,000円きざみの16種類
 - (3) 貸付額
加入後6ヶ月以上経過して、取引先が万一倒産し売掛金や受取手形などの回収が困難になった場合、積立てた掛金総額の10倍または回収困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額が借りられます。(貸付限度額3,200万円)
 - (4) 貸付条件
無担保、無保証人、無利子(ただし、貸付額の10分の1相当額が掛金総額から控除されます。)
 - (5) 償還期間
5年(据置期間6ヶ月)
 - (6) 税法上の特典
掛金は必要経費(個人)または損金(法人)に算入できます。
 - (7) 一次貸付金制度
共済契約者が臨時に事業資金を必要とするときに、その請求によって借りられる制度もあります。
なお、県の融資制度のなかにも取引先の倒産により資金繰りが困難になった中小企業者への貸付制度を設けています。

問い合わせ先

商工会・商工会議所
奈良県中小企業団体中央会
奈良県商工会連合会

(P109~111, 28)
TEL: 0742-22-3200(P109, 26)
TEL: 0742-22-4411(P109, 27)

小規模企業共済制度

趣旨・目的

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

概要

1. 対象者

小規模企業者

2. 内容

(1) 加入できる方

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業にあっては5人）以下の個人事業主または会社の役員

事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

常時使用する従業員の数が20人以下であって、事業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

加入時の年齢制限はありません。

(2) 毎月の掛金

7万円までの範囲内（最低1,000円で500円きざみ）で自由に選べます。

(3) 共済金等の支払

加入者に生じた共済事由により共済金等が支払われます。

(4) 税法上の特典

その年に納付した掛金は、その年分の総所得金額から控除されます。

一度に支払われる共済金は、税法上「退職所得と見なす一時金」として取り扱われ、分割して支払われる共済金は「公的年金等の雑所得」として取り扱われます。

(5) 貸付制度

加入者（一定の資格者）の方は納付した掛金総額の範囲内で事業資金の貸付が受けられます。貸付の種類として、一般貸付、疾病災害時貸付、創業転業時貸付、新規事業展開等貸付、福祉対応貸付、緊急経営安定貸付があり、掛金の活用も可能です。

問い合わせ先

商工会・商工会議所

奈良県中小企業団体中央会

奈良県商工会連合会

(P109~111, 28)

TEL: 0742-22-3200(P109, 26)

TEL: 0742-22-4411(P109, 27)

経営安定相談

趣旨・目的

奈良県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されています。

概要

1. 対象者

中小企業者

2. 内容

この相談室では、商工調停士を中心に弁護士などの専門スタッフが相談に応じています。

3. 経営安定相談室の業務

- (1) 経営・財務内容の把握と分析
- (2) 手形処理、事業転換などの指導・助言
- (3) 債権者など関係者への協力要請
- (4) 金融あっせん、受注あっせん
- (5) 再建可能かどうかの検討および再建方策の検討

相談の秘密は固く守られています。

費用は無料です。

経営不振に陥りそうなときには、できるだけ早めに相談室にご相談ください。

中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する各種施策について、特に注意がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

1 中小企業の範囲

中小企業基本法においては、中小企業の範囲を次のように定義しています。

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製 造 業 ・ そ の 他	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 3 0 0 人以下
卸 売 業	資本金 1 億円以下 又は 従業者数 1 0 0 人以下
小 売 業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 5 0 人以下
サ ー ビ ス 業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 1 0 0 人以下

2 小規模企業者の定義

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製 造 業 ・ そ の 他	従業員 2 0 人以下
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	従業員 5 人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われる範囲が異なることがあります。

各種の制度をご利用になる場合は、制度担当者にご確認ください。

問い合わせ先一覧

県関係部局

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
1	奈良県産業・雇用振興部 企画管理室	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8802	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2615.htm
2	奈良県産業・雇用振興部 商工課 商工団体係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8804	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1661.htm
3	奈良県産業・雇用振興部 商工課 地域産業振興係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8804	
4	奈良県産業・雇用振興部 商工課 保安係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-5422	
5	奈良県産業・雇用振興部 商工課 金融係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8807	
6	奈良県産業・雇用振興部 商工課 高度化資金係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8807	
7	奈良県産業・雇用振興部 商業振興課 商業振興係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8806	
8	奈良県産業・雇用振興部 商業振興課 消費振興係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-5424	
9	奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-7005	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1663.htm
10	奈良県産業・雇用振興部 産業支援課 科学技術振興係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8814	
11	奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課企業誘致グループ	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8813	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2652.htm
12	奈良県産業・雇用振興部 企業立地 推進課企業立地支援グループ	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8872	
13	奈良県産業・雇用振興部 企業立地 推進課ホテル誘致グループ	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8873	
14	奈良県産業・雇用振興部 雇用労政課 労政福祉係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8828	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1664.htm
15	奈良県産業・雇用振興部 雇用労政課 雇用促進係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8832	
16	奈良県産業・雇用振興部 雇用労政課 能力開発係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8834	
17	奈良県くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課 循環型社会推進係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8746	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-11921.htm
18	奈良県工業技術センター	630-8031	奈良市柏木町129-1	0742-33-0817	http://www.pref.nara.jp/niit/
19	奈良県産業会館	635-0015	大和高田市幸町2-33	0745-22-2727	http://www.mahoroba.ne.jp/~jibasan/hp0216/

市町村商工担当課

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
20	奈良市 商工労政課	630-8580	奈良市二条大路南 1丁目1-1	0742-34-4741	http://www.city.nara.nara.jp/
20	大和高田市 産業振興課	635-8511	大和高田市大字大中 100-1	0745-22-1101	http://www.city.yamatotakada.nara.jp/
20	大和郡山市 地域振興課	639-1198	大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151	http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/
20	天理市 商工課	632-8555	天理市川原城町605	0743-63-1001	http://www.city.tenri.nara.jp/
20	橿原市 商工経済課	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-22-4001	http://www.city.kashihara.nara.jp/

	部 署 名	郵便番号	住 所	TEL	HPアドレス
20	桜井市 商工振興課	633-8585	桜井市大字粟殿432-1	0744-42-9111	http://www.city.sakurai.nara.jp/
20	五條市 農林商工観光課	637-8501	五條市本町1丁目1-1	0747-22-4001	http://www.city.gojo.lg.jp/
20	御所市 観光振興課	639-2298	御所市1-3	0745-62-3001	http://www.city.gose.nara.jp/
20	生駒市 産業振興課	630-0288	生駒市東新町8-38	0743-74-1111	http://www.city.ikoma.lg.jp/
20	香芝市 商工農産課	639-0292	香芝市本町1397	0745-76-2001	http://www.city.kashiba.nara.jp/
20	葛城市 商工観光課	639-2197	葛城市長尾85	0745-69-3001	http://www.city.katsuragi.nara.jp/
20	宇陀市 商工観光課	633-0292	宇陀市榛原区 下井足17-3	0745-82-2457	http://www.city.uda.nara.jp/
20	山添村 地域振興課	630-2344	山辺郡山添村 大字大西151	0743-85-0047	http://www.vill.yamazoe.nara.jp/
20	平群町 経済建設課	636-8585	生駒郡平群町 吉新1丁目1-1	0745-45-1001	http://www.town.heguri.nara.jp/
20	三郷町 建設経済課	636-8535	生駒郡三郷町 勢野西1丁目1-1	0745-73-2101	http://www.town.sango.nara.jp/
20	斑鳩町 観光産業課	636-0198	生駒郡斑鳩町 法隆寺西3丁目7-12	0745-74-1001	http://www.town.ikaruga.nara.jp/
20	安堵町 産業課	639-1095	生駒郡安堵町 大字東安堵958	0743-57-1511	http://www.town.ando.nara.jp/
20	川西町 産業振興課	636-0202	磯城郡川西町結崎28-1	0745-44-2211	http://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/
20	三宅町 産業建設課	636-0213	磯城郡三宅町伴堂689	0745-44-2001	http://www.town.miyake.nara.jp/
20	田原本町 産業観光課	636-0392	磯城郡田原本町890-1	0744-34-2080	http://www.town.tawaramoto.nara.jp/
20	曾爾村 地域建設課	633-1212	宇陀郡曾爾村 大字今井495-1	0745-94-2101	http://www.vill.soni.nara.jp/
20	御杖村 産業建設課	633-1302	宇陀郡御杖村 大字菅野368	0745-95-2001	http://www.vill.mitsue.nara.jp/
20	高取町 事業課	635-0154	高市郡高取町 大字観覚寺990-1	0744-52-3334	http://www.town.takatori.nara.jp/
20	明日香村 地域振興課	634-0111	高市郡明日香村 大字岡55	0744-54-2001	http://www.asukamura.jp/
20	上牧町 地域活性課	639-0293	北葛城郡上牧町 大字上牧3350	0745-76-1001	http://www1.ocn.ne.jp/kanmaki/
20	王寺町 建設産業課	636-8511	北葛城郡王寺町 王寺2丁目1-23	0745-73-2001	http://www.town.oji.nara.jp/
20	広陵町 地域振興課	635-8515	北葛城郡広陵町 大字南郷583-1	0745-55-1001	http://www.town.koryo.nara.jp/
20	河合町 地域活性課	636-8501	北葛城郡河合町 池部1丁目1-1	0745-57-0200	http://www.town.kawai.nara.jp/
20	吉野町 観光商工課	639-3192	吉野郡吉野町 大字上市80-1	0746-32-3081	http://www.town.yoshino.nara.jp/
20	大淀町 まちづくり課	638-8501	吉野郡大淀町 大字桧垣本2090	0747-52-5501	http://www.town.oyodo.nara.jp/
20	下市町 建設産業課	638-8510	吉野郡下市町 大字下市1960	0747-52-0001	http://www.town.shimoichi.nara.jp/
20	黒滝村 総務課	638-0292	吉野郡黒滝村 大字寺戸77	0747-62-2031	http://www.vill.kurotaki.nara.jp/
20	天川村 地域政策課	638-0392	吉野郡天川村 大字沢谷60	0747-63-0321	http://www.vill.tenkawa.nara.jp/
20	野迫川村 地域振興課	648-0392	吉野郡野迫川村 大字北股84	0747-37-2101	http://www.vill.nosegawa.nara.jp/

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
20	十津川村 村づくり推進課	637-1333	吉野郡十津川村 大字小原225-1	0746-62-0004	http://www.vill.totsukawa.lg.jp/
20	下北山村 産業建設課	639-3803	吉野郡下北山村 大字寺垣内983	07468-6-0016	http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/
20	上北山村 地域産業課	639-3701	吉野郡上北山村 大字河合330	07468-2-0001	http://vill.kamikitayama.nara.jp/
20	川上村 地域振興課	639-3594	吉野郡川上村 大字迫1335-7	0746-52-0111	http://www.vill.kawakami.nara.jp/
20	東吉野村 地域振興課	633-2492	吉野郡東吉野村 大字小川99	0746-42-0441	http://www.vill.higashiyoshino.nara.jp/

県内の支援機関

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
21	(財)奈良県中小企業支援センター 総務調整課	630-8031	奈良市柏木町129-1	0742-36-8310	http://www.nashien.or.jp/
22	(財)奈良県中小企業支援センター 金融支援課 金融支援係	630-8031	奈良市柏木町129-1	0742-36-8311	
23	(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 経営支援係	630-8031	奈良市柏木町129-1	0742-36-8312	
24	(財)奈良県中小企業支援センター 新事業支援課 新事業支援係	630-8031	奈良市柏木町129-1	0742-36-8313	
25	(財)奈良県中小企業支援センター 地域結集型共同研究推進室	630-8031	奈良市柏木町129-1	0742-36-8316	http://www.nashien.or.jp/koto-nara/
26	奈良県中小企業団体中央会	630-8213	奈良市登大路町38-1	0742-22-3200	http://www.chuokai-nara.or.jp/
27	奈良県商工会連合会	630-8213	奈良市登大路町38-1	0742-22-4411	http://www.shokoren-nara.or.jp/
27	奈良県商工会連合会 管理指導課	630-8213	奈良市登大路町38-1	0742-22-4412	
28	奈良商工会議所	630-8586	奈良市登大路町36-2	0742-26-6222	http://www.nara-cci.or.jp/
28	大和高田商工会議所	635-0095	大和高田市大中106-2	0745-22-2201	http://www.yamatotakada-cci.or.jp/
28	橿原商工会議所	634-0063	橿原市久米町652-2	0744-28-4400	http://www.kashihara-cci.or.jp/
28	生駒商工会議所	630-0257	生駒市元町1-6-12	0743-74-3515	http://www1.kcn.ne.jp/ikomacci/
28	大和郡山市商工会	639-1160	大和郡山市 北郡山町185-3	0743-53-5955	http://www.yamato-koriyama.com/
28	天理市商工会	632-0016	天理市川原城町361	0743-62-1945	http://www.tenshoko.com/
28	桜井市商工会	633-0063	桜井市川合260-2	0744-43-0131	http://www.sakuraishoko.org/
28	五條市商工会	637-0041	五條市本町3-1-13	0747-23-2116	http://www1.ocn.ne.jp/goshoko/
28	御所市商工会	639-2206	御所市竹田前60-21	0745-65-1201	http://www3.ocn.ne.jp/gose/
28	香芝市商工会	639-0244	香芝市本町1396-3	0745-77-4328	http://www.eonet.ne.jp/%7Ekashoko/
28	葛城市商工会	639-2147	葛城市新庄454-2	0745-69-2480	http://www.shinjyo.jp/
28	宇陀商工会	633-0253	宇陀市榛原区萩原160-1	0745-82-2211	http://www.shokokai.or.jp/uda/
28	月ヶ瀬商工会	630-2302	奈良市月ヶ瀬尾山2790	0743-92-0939	http://web1.kcn.jp/tukigase/
28	都祁商工会	632-0221	奈良市都祁白石町 1192-233	0743-82-0676	http://www5.ocn.ne.jp/%7Etsuge/

	部 署 名	郵便番号	住 所	TEL	HPアドレス
28	山添村商工会	630-2344	山辺郡山添村大西151	0743-85-0033	http://web1.kcn.jp/yamazoes/
28	平群町商工会	636-0936	生駒郡平群町 福貴1037-2	0745-45-1300	http://www.eonet.ne.jp/heguri-s/
28	三郷町商工会	636-0812	生駒郡三郷町 勢野西1-2-2	0745-72-7462	http://www.sanshoko.com/
28	斑鳩町商工会	636-0153	生駒郡斑鳩町 龍田南1-3-49	0745-74-2500	http://www.shokokai.or.jp/ikaruga/
28	安堵町商工会	639-1061	生駒郡安堵町東安堵958	0743-57-1511	http://www6.ocn.ne.jp/%7Eanshoko/
28	川西町商工会	636-0202	磯城郡川西町結崎217-1	0745-44-0480	http://web1.kcn.jp/kawanisityou-syoukoukai/
28	三宅町商工会	636-0213	磯城郡三宅町伴堂685-3	0745-44-4628	http://www.shokokai.or.jp/miyake/
28	田原本町商工会	636-0246	磯城郡田原本町 千代356-17	0744-32-2552	http://www.shokokai.or.jp/tawaramoto/
28	高取町商工会	635-0154	高市郡高取町 観覚寺990-1	0744-52-3168	http://www5.kcn.ne.jp/taka-sho/
28	明日香村商工会	634-0112	高市郡明日香村 島ノ庄5-2	0744-54-2068	http://web1.kcn.jp/asuka/
28	上牧町商工会	639-0214	北葛城郡上牧町 上牧3426-1	0745-77-5111	http://www.shokokai.or.jp/kanmaki/
28	王寺町商工会	636-0002	北葛城郡王寺町 王寺2-1-18	0745-72-5105	http://www.shokokai.or.jp/oji/
28	広陵町商工会	635-0821	北葛城郡広陵町笠162	0745-55-3535	http://www.koryonet.or.jp/
28	河合町商工会	636-0053	北葛城郡河合町 池部1-2-12	0745-56-2335	http://www.shokokai.or.jp/kawai/
28	吉野町商工会	639-3114	吉野郡吉野町丹治163-1	0746-32-3244	http://www.yoshino.ne.jp/wakwak/
28	大淀町商工会	638-0821	吉野郡大淀町下淵906-1	0747-52-9555	http://www.ooyodo.org/
28	下市町商工会	638-0041	吉野郡下市町下市125	0747-52-8717	http://www2.ocn.ne.jp/simoichi/home.htm
28	黒滝村商工会	638-0251	吉野郡黒滝村寺戸66-1	0747-62-2128	http://www5.kcn.ne.jp/ksci/
28	天川村商工会	638-0301	吉野郡天川村川合319-4	0747-63-0818	http://www.ntcs.ne.jp/tenkawa/
28	十津川村商工会	637-1332	吉野郡十津川村 武蔵10-1	0746-62-0132	http://www.totsukawa.org/
28	下北山村商工会	639-3803	吉野郡下北山村 寺垣内1085	07468-6-0446	http://www.yoshino.or.jp/shimokita/
28	上北山村商工会	639-3701	吉野郡上北山村 河合360-8	07468-3-0074	http://www.yoshino.or.jp/kamikita/
28	川上村商工会	639-3553	吉野郡川上村迫1335-3	0746-52-0127	http://www.yoshino.or.jp/kawakami/
28	東吉野村商工会	633-2421	吉野郡東吉野村小川51	0746-42-0229	http://www.shokokai.or.jp/higashiyoshino/
28	北和地区商工会広域協議会	639-1160	大和郡山市 北郡山町185-3	0743-53-5511	http://nara-hokuwa.com/
28	生駒郡商工会広域協議会	636-0153	生駒郡斑鳩町 龍田南1-3-49	0745-74-2564	http://www.shokoren-nara.or.jp/ikoma/
28	中和地区商工会広域協議会	633-0063	桜井市川合260-2	0744-43-0136	http://www.yamato-chuwa.jp/
28	葛城地区商工会広域協議会	635-0821	北葛城郡広陵町笠162	0745-55-9355	http://www.koryonet.or.jp/kouiki/
28	五條・十津川地区商工会 広域協議会	637-0041	五條市本町3-1-13	0747-23-2116	

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
28	吉野地区商工会広域協議会	639-3114	吉野郡吉野町丹治163-1	0746-34-2022	http://www.yoshino.or.jp/yoshino-k/
28	中吉野地区商工会広域協議会	638-0041	吉野郡下市町下市125	0747-52-9558	http://www.yoshino.or.jp/nakayoshino-k/
29	(社)奈良工業会	630-8031	奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ2階	0742-36-7370	http://www.nara-ia.or.jp/
30	(社)発明協会 奈良県支部	630-8031	奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ2階	0742-34-6115	http://www4.kcn.ne.jp/jiinara/
31	奈良県知的所有権センター	630-8031	奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ2階(社)発明協会奈良県支部内)	0742-33-0863	

信用保証協会、政府系金融機関

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
32	奈良県信用保証協会(本店)	630-8668	奈良市法蓮町163-2	0742-33-0552	http://www.nara-cgc.or.jp/
33	奈良県信用保証協会(高田支店)	635-0015	大和高田市幸町2-33	0745-22-9551	
34	(株)日本政策金融公庫 奈良支店 中小企業事業	630-8115	奈良市大宮町7-1-33	0742-35-9910	http://www.jfc.go.jp/
35	(株)日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業	630-8253	奈良市内侍原町51-1	0742-23-8041	

大学、研究機関等

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
36	(財)関西文化学術研究都市推進機構 新産業創出交流センター事業部	619-0237	京都府相楽郡精華町1-7 けいはんなプラザ・ラボ棟3階	0774-98-2240	http://keihanna.biz/
37	(財)関西文化学術研究都市推進機構新産業 創出交流センター「都市エリア事業事務局」	619-0237	京都府相楽郡精華町1-7 けいはんなプラザ・ラボ棟3階	0774-95-5047	http://keihanna.biz/
38	奈良先端科学技術大学院大学 事務局 教育研究支援部 研究協力課	639-0192	生駒市高山町8916-5	0743-72-5073	http://www.naist.jp/index_j.html
39	奈良女子大学 事務局 研究協力課	630-8506	奈良市北魚屋東町	0742-20-3762	http://www.nara-wu.ac.jp/
40	奈良県立医科大学 事務局 法人企画部 研究推進課	634-8521	橿原市四条町840	0744-22-3051 (代表)	http://www.naramed-u.ac.jp/
41	奈良高等工業専門学校 産学交流室	639-1080	大和郡山市矢田町22	0743-55-6191	http://www.nara-k.ac.jp/

国の機関、国の関係機関

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
42	中小企業庁 創業・技術課	100-8912	東京都千代田区 霞が1-3-1	03-3501-1816	http://www.chusho.meti.go.jp/
43	近畿経済産業局 産業部 製造産業課	540-8535	大阪市中央区 大手前1-5-44	06-6966-6022	http://www.kansai.meti.go.jp/
44	近畿経済産業局 地域経済部 技術課	540-8535	大阪市中央区 大手前1-5-44	06-6772-6017	
45	近畿経済産業局 地域経済部 産学官連携推進課 特許室	543-0061	大阪市天王寺区伶人町2-7 関西特許情報センター内	06-6772-5004	http://www.kansai.meti.go.jp/
46	(独)中小企業基盤整備機構 広報統括室 広報課	105-8453	東京都港区虎ノ門3-5-1	03-5470-1519	http://www.smrj.go.jp/